

平成 28 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 1 日)
(第 27 号)

第
27
号
12
月
1
日

平成28年

三重県議会定例会会議録

第 27 号

○平成28年12月1日（木曜日）

議事日程（第27号）

平成28年12月1日（木）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 47名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 内	道 明
5	番	山 本	里 香
6	番	岡 野	恵 美
7	番	倉 本	崇 弘
8	番	稲 森	稔 尚
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡
29	番	小林	正人
30	番	服部	富男
31	番	津田	健児
32	番	中嶋	年規
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広
35	番	長田	隆尚
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	中村	進一

43	番	青木謙順
44	番	中森博文
45	番	前野和美
46	番	水谷隆
47	番	山本勝
48	番	山本教和
49	番	西場信行
50	番	中川正美
欠席議員 2名		
15	番	吉川新
36	番	館直人
(42	番	欠番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福田圭司
書記（事務局次長）	原田孝夫
書記（議事課長）	榊屋眞
書記（企画法務課長）	佐々木俊之
書記（議事課課長補佐兼班長）	西塔裕行
書記（議事課班長）	中村晃康
書記（議事課主幹）	西典宏

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	石垣英一
副知事	渡邊信一郎
危機管理統括監	稲垣清文
防災対策部長	福井敏人

戦略企画部長	西城 昭二
総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	伊藤 隆
環境生活部長	田中 功
地域連携部長	服部 浩
農林水産部長	吉仲 繁樹
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村 昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井 敬子
雇用経済部観光局長	水島 徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	村上 亘
企業庁長	松本 利治
病院事業庁長	加藤 敦央
会計管理者兼出納局長	城本 暁
教育委員会委員長	森脇 健夫
教育長	山口 千代己
公安委員会委員長	山本 進
警察本部長	森元 良幸
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎

人事委員会委員
人事委員会事務局長

戸 神 範 雄
青 木 正 晴

選挙管理委員会委員

川 端 康 成

労働委員会事務局長

田 畑 知 治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。14番 濱井初男議員。

〔14番 濱井初男議員登壇・拍手〕

○14番（濱井初男） 皆さん、改めましてこんにちは。新政みえ所属の濱井初男でございます。

月日のたつのは早いものでございます。今日から師走に入っております。師走の語源につきましては様々な説があるようでございまして、師、すなわち学校の先生やお坊さんが忙しくてあちこち走り回るといふ説、また、単に仕事が終わる、年が終わるといったような諸説があるようでございます。私たちが子どものころはよく、1年の終わりのことで、学校の先生も本当に

忙しくて走り回る月だと、このように聞かされてまいりました。今は、学校の先生は一年中、大変御多忙のようでございます。

県民の皆様におかれましては、年末何かとせわしくなっております。また、今年の冬は寒さが厳しくなるようでございますので、お体、十分に御自愛いただきましてお過ごしいただきたいと、このように思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず、次期学習指導要領や高大接続改革についてであります。

近年、知識、情報、技術をめぐる変化の速さが加速的となりまして、情報化やグローバル化といった社会変化が人間の予測を超えて進展するようになってきています。進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近なもの動きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされております。また、労働のあり方にも大きな影響を与えることが予想されます。

経済、産業、文化など、社会のあらゆる分野でのつながりが国境や地域を越えて活性化し、多様な人々や地域同士のつながりはますます緊密さを増してまいります。グローバル化が進展する社会の中では、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に広まってまいりまして、先を見通すことがますます難しくなっております。

子どもたちが活躍する未来で一人ひとりに求められているのは、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、あるいは定められた手続を効率的にこなしたりすることではないと言えます。直面する様々な変化を柔軟に受けとめ、主体的に学び続けて自らの能力を引き出して、そして、自分なりに試行錯誤しながら多様な他者と協働し合って、グローバルなものから身近な地域課題までも含めて新しい価値を生み出していくことだと、このように思っております。

今年度実施しました三重の高校生サミットでは、県内高校生等延べ148人がテーマに基づいて、2日間のディスカッションを通じてテーマに基づいた

提言づくりに取り組んでポスターセッションを行いました。

自分と異なる他者の意見を聞きながら自分なりの考えや意見を持ち、それを適切に伝える力、これを養うよい機会となったと思います。

8月に開催されました第10回国際地学オリンピック日本大会では、26の国、地域から選抜された高校生110名が集まり、実技試験等で競い合いました。その中で、県内11校60名の生徒たちが生徒実行委員会として、開会式から閉会式の企画にかかわったり、大会に参加した生徒たちと交流を深めました。参加した生徒の中には、積極的に自分の意見を発信する海外の大会参加生徒に刺激を受けたり、あるいは英語で伝えることは難しかったけれども自分の住む地域をさらに知ることができてよかったとの声があったと聞いております。

このような取組が、主体的、能動的、協働的に学ぶ機会の一つの例ではないかなど、このように思っております。

そのような中、文部科学省では、平成20年度から順次実施する学習指導要領の改訂や、高校と大学の高大接続改革の作業が大詰めを迎えていますけれども、学習内容は余り減らさずに脱ゆとり路線を継続していく、このような内容になっておるとも考えられます。

そこで、教育委員会委員長にお伺いするわけでございます。国の教育改革に対する高等学校のあり方について質問をさせていただきます。

高等学校における次期学習指導要領等を見据え、どのような力を子どもたちに身につけさせたいとお考えなのか、御所見をお伺いしたいと思います。

〔森脇健夫教育委員会委員長登壇〕

○教育委員会委員長（森脇健夫） 現在、グローバル化の進展や人工知能の飛躍的な進化等により、社会は加速度的に変化をしています。

今後、子どもたちが、将来の予測が難しい社会の中でも伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来をつくり出し出していけるよう、必要な資質、能力を一人ひとりに確実に育む学校教育を目指していく必要があると思います。

また、総合教育会議で、今年4月のジュニア・サミットに参加した生徒の意見等を聞いたところ、人前で自分の考えを論理的に述べたり説明したりする力や、日本人、三重県人としてのアイデンティティーを持ちながら、日本や地域の情報を発信したり、身の回りの課題の解決に向けた提案をしたりする力が必要であることを改めて認識しました。

現在、国が検討を進めている次期学習指導要領では、これまでの改訂の中心であった何を学ぶのかという指導内容の見直しにとどまらず、どのように学ぶか、何ができるようになるかまでを見据えて改善が進められております。

また、これからの教育課程の理念として、学校を変化する社会の中に位置づけ、社会とのつながりを大切に、社会に開かれた教育課程の実現が目指されています。

県教育委員会では、義務教育までの成果を発展させるとともに高等学校教育における質の確保、向上を図り、生徒が社会の形成者となるための教養や行動規範を身につけ、自分の夢や目標を持ちながら社会への参画を見据えて主体的に学ぶ力の育成を図っているところです。

あわせて、それぞれの高等学校が教育課程を編成し、それを実施、評価するという、いわゆるカリキュラム・マネジメントを実現し、学校教育の改善、充実の好循環を生み出していくことを目指して取り組んでいます。

高校生に身につけさせたい力としましては、まず、小・中学校の義務教育段階でも大事な確かな学力、これには、学力の3要素、すなわち、基礎基本、それを活用する力、また、主体的に学び続ける力が含まれます。高校生としては、これにつけ加えまして、社会、職業への円滑な移行に必要な力、そして、主権者としての意識、判断力、実践力などが必要だと考えています。

今後、中央教育審議会から今月出される予定の答申の内容を踏まえ、それぞれの取組の充実と進展を図ることで、これからの社会、また、その先の豊かな未来において、生徒がよりよい人生、よりよい社会を築くことができるよう、必要となる資質、能力を育む学校教育の実現を推進してまいります。

以上です。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

森脇委員長からは、何ができるようになるか、何を学ぶか、どのように学ぶかの視点で、社会や産業構造が変化していく中で、学習指導要領改訂が目指す、高い志や、あるいは意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら未来を開いていく力や、あるいは、社会、世界に向き合いかかわり、よりよい人生、よりよい社会、こういったことが実現していくために、資質、能力などを子どもたちに身につけさせたい、こういう趣旨だったと思います。

ありがとうございます。

ぜひ、しっかりと御対応いただきたいなど、こんなふうに思っております。

それでは、次に、高等学校教育の質の確保に対する具体的な取組についてお伺いしたいと思います。

生産年齢の人口減少やグローバル化の進展によりまして、社会構造は大きく変化をして、将来は職業のあり方もさま変わりしていくことが予想されます。このような社会情勢の変化の中で、高等学校教育の質を確保する必要があります。基礎的、基本的な知識、技能の習得と、知識の暗記や再生に偏らず、思考力、判断力、表現力や主体性を持って多様な人々と協働する態度など、真の学力を育成することが求められていると思います。これは委員長もおっしゃられました。新学習指導要領や高大接続改革では、アクティブ・ラーニング、ALでございますけれども、などの授業改善や評価の改善を求めることで、高等学校の質の改善を確保することが示されているようでございます。

そこで、各校でのアクティブ・ラーニング型授業の導入や学習評価の改善など、高等学校教育の質の確保に対する具体的な取組について、教育長に御答弁をいただきたいと、このように思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 高等学校教育の質の確保に対する具体的な取組状況について御答弁申し上げます。

これからの時代におきましては、何を知っているかだけでなく、知っていることを使ってどのように社会、世界とかかわり、よりよい人生を送るかという観点から、知識、技能、思考力、判断力、表現力など、学びに向かう力や人間性などの全てを総合的に育てていく必要があります。

こうした資質、能力を育むためには学びの質や深まりが重要であり、主体的、対話的で深い学びの実現を目指した、議員からも紹介がありましたアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善を進めていく必要があります。

そこで、県教育委員会では、生徒の主体的、協働的な学習活動を進めるため、平成28年度、今年度から2年間、三つの取組を進めてきています。

一つ目のどのように学ぶかについてはアクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の研究、二つ目の何ができるようになるかについては学習成果の評価手法等の研究、三つ目は、思考力、判断力、表現力などの育成に向けた指導方法等の研究をすることにしております。

平成30年度までに本県における課題を分析、整理するとともに、31年度以降は課題解決に向けた取組をより一層強化し、34年度から実施予定の次期学習指導要領に対応していくこととしております。

これらの取組は、平成31年度から試行予定の高等学校基礎学力テスト、仮称でございますが、あるいは、平成32年度から実施予定の、大学入試センター試験にかわる大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の対応にもつながっていくものと考えております。

生徒一人ひとりがそれぞれの夢や目標の実現に向け学び努力した積み重ねがしっかりと社会で花開くよう、真の学ぶ力を育成する高等学校教育を進めてまいります。

以上でございます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

学びの向上ということで、主体的に学ぶ力をつけさせるために平成27、28年度にはこれを進めてきたということでありますし、アクティブ・ラーニン

グ、この授業も進めていく必要がある、このようなことでございました。指導方法については平成31年度以降にしっかり評価もしていく必要があると、32年度に向けてまいりたいと、こんなようなお話でございました。

高大接続改革につきましては、平成28年3月に高大接続システム改革会議が中央教育審議会答申を受けまして、議論の内容を最終報告として取りまとめ、公表されたところであります。

戦後の教育改革に匹敵すると言われてまして、現在進められている高大接続改革は、高等学校や大学教育の質の転換や、高等学校での、先ほどお話がございました高等学校基礎学力テスト（仮称）の導入、あるいは大学入試センター試験の廃止と新しい大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入など、入試そのものの大幅見直しとなっているわけでございます。

本県につきましては今後、文部科学省からの告示等明らかにされる学習指導要領等の内容に従って、アクティブ・ラーニング型授業の研究推進事業等いろいろやっていかれるんだと思うんですけども、高等学校のあり方、国の動向に合わせた本県の今後5年間のスケジュールというのももうつくっておられるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことでよろしいですよ。

そして、平成35年、36年度からの本格実施に向けて、課題の整理、解決に向けた取組を関係者と協議してしっかりと進めていただきますよう、この際要望させていただきたいと思います。

先ほどお話がございました大学入学希望者学力テスト（仮称）は、俗っぽい話ですけども、難関大学向け、あるいは、高等学校基礎学力テスト（仮称）は大衆大学向けなどと言われるところもあるんですけども、それぞれのテストの内容も異なってくるのではないかなと、こんなように今思っております。各高校での対応も課題山積ではないかなと、こんなふうに思っております。

三重県では、現在、県立高等学校活性化計画（仮称）骨子案が本年10月に示されたところでございます。県立高等学校の特色化、魅力化を図るとされ

ていまして、また、策定されています三重県教育施策大綱、あるいは本県の教育振興基本計画であります三重県教育ビジョンに沿った取組が必要とも、このように考えております。

今日は、次期学習指導要領や高大接続改革について、実施主体であります県教育委員会の高等学校について取り上げさせていただきましたけれども、やはり小・中学校からつながっていくものでありますので、様々な取組が必要になってくると、このように思っております。

小学校の高学年では、英語の教科化等、課題も多く指摘されているところでございます。文部科学省では、定数増についての来年度概算要求も考えておられるようでございます。

また、11月29日に新聞発表されましたけれども、国際教育到達度評価学会が、2015年国際数学・理科教育動向調査の結果を公表されたところでございます。日本は小・中学校ともに理数学力が過去最高となり、成績が向上したということございまして、国は脱ゆとり教育が功を奏したと評価しておりますけれども、やっぱり教育現場の様々な努力が非常に大きかったのではないかなと、このような結果が出たのではないかなと、このように思っております。

国の動きに今後十分注意をしながら、教育課程の構造や新しい時代に求められる資質、能力のあり方、あるいはアクティブ・ラーニングの考え方などについて、全ての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じながら理解を深めることができるよう、子どもたちのためになる県教育委員会の支援を求めさせていただいて、まだこれからの話でもございますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の三重県立松阪あゆみ特別支援学校（仮称）の開校に向けまして話させていただきたいと思っております。

平成28年三重県議会定例会11月定例会議におきまして、三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案の審議を経て正式に決まりますことから一応仮称とさせていただきます。校名につきましては、公募の結果、

校名選定委員会での選定を受けまして、教育委員会定例会で決定されたところでございまして、新しい学校に学ぶ子どもたちが地域とかかわりながら、一歩ずつ着実に成長し、力をつけ、地域で生き生きと暮らしていける姿を校名に託されておられます。

そこで、教育長に質問させていただきたいと思います。

本校は、松阪市、多気町、明和町、大台町に住む知的障がいのある児童・生徒を対象に、元三重中京大学校地に、小学部20人、中学部40人及び高等部80人が通学できるものを設置することにしております。

設備、備品の整備などの準備状況や教育内容、そして、送迎用スクールバスの運行計画などについてお伺いさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 三重県立松阪あゆみ特別支援学校（仮称）の開校に向けた準備状況について御答弁申し上げます。

三重県立松阪あゆみ特別支援学校（仮称）の整備につきましては、平成27年2月に用地取得し、本年7月から校舎等の建築工事に着手しており、開校に向けて計画どおりに進んでいるところです。

また、学校の理念や教育内容等につきまして、保護者の代表や学校関係者などで構成する整備推進委員会におきまして検討を進めているところでございます。

今年度、同委員会では、時間割りの作成や高等部での作業学習の内容などについて検討しております。

特に、新設校は市街地に立地していることから、その利点を生かし、多様な交流機会の確保、地元企業や隣接する松阪市子ども発達総合支援センターそだちの丘などと協力した職場実習や体験学習の実施など、地域の子どもたちが地域で力をつけることのできる教育内容について具体的に検討しております。

また、スクールバスの運行につきましては、様々なシミュレーションを

行っておりますが、引き続き市町教育委員会などの御意見を伺いながら、児童・生徒や保護者が不安や負担感を持つことのないよう調整を図ってまいります。

また、設備、備品の準備状況につきましては、来年度当初予算におきまして、特別支援学校学習環境等基盤整備事業として要求しているところがございます。

平成29年度、来年度は、県立特別支援学校玉城わかば学園の現在の取組を大切にしつつも、新設校がオリジナリティーを出せるよう、教職員間の共通理解を図る取組を進めてまいります。

また、玉城わかば学園に在籍する児童・生徒の保護者をはじめ、通学区域である松阪市及び多気郡の小・中学校などに学校案内リーフレットを配付し、積極的な情報発信を行います。

さらに、地域と学校が理解し合い、地域に信頼される学校となるよう、情報共有するための説明会を開催することにしております。

県教育委員会といたしましては引き続き、児童・生徒、保護者をはじめ、地域住民など関係者への丁寧な説明や情報共有の機会を持つなどして、児童・生徒が安心して通うことができるよう、ソフト、ハードの両面から学校整備を進めてまいります。

以上でございます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

しっかり考えていただいております。

来年度の当初予算に学習環境等基盤整備事業予算を組んでおられるということでございます、しっかりと対応を進めていただけるんだなと思っております。

実はスクールバスなんですけれども、運行については、保護者、市町、あるいは児童・生徒の御意見も十分お聞きしながら、不安を持たれないように、あるいは負担感がないようにというようなことで計画していただいております。

うでございます。このことにつきましては、例えば多気町で、今まで玉城わかば学園に通学している生徒は、自分で自転車をこいで行っているというようなこともあります。わずか10分か15分ぐらいで到着するわけですがけれども、今度はそうもいかないということで、1時間以上もかかるんじゃないかな。そのときに、例えばかなり離れた場所に、今言いましたのは明和町の下御糸とか蓑村という地域のことを例に挙げたんですけれども、違うところに集合してもらおうとなりますと、やっぱり子どもたちにも負担がかかりますし、あるいは保護者にも負担がかかっていくというようなことになりかねませんので、そこら辺は、先ほどお話がございましたように、今後もしっかりと関係者の皆さんの御意見をお聞きし、話し合いをしながら進めていただきたいなと、こんなふうに思っているところでございます。

玉城わかば園から移られる児童・生徒もスムーズに新たな生活がスタートを切れるような形でと、改めて強く要望させていただきまして、次に移らせていただきたいと思います。

三重県の漁業取締船「はやたか」及び「神島」の係留地についてお伺いさせていただきますと思います。

今日は図らずも、津村議員が違法操業船対策に関する質問をされますし、村林議員は漁港の予算確保の質問をされるようなことでございますので、不思議な思いをしております。

本県は、伊勢湾海域、あるいは伊勢湾口海域及び熊野灘海域において、それぞれ特色のある漁業が営まれております。海域ごとに適切かつ迅速に取り締まり活動が行われるように、三つの海域に漁業取締船が1隻ずつ配置されているところでございます。また、伊勢湾海域や伊勢湾口海域では、水深の浅い沿岸での取り締まりを行うために、小艇も1隻ずつ配置されているところでございます。すなわち、取締船3隻と取締艇2隻であります。

具体的には、伊勢湾海域での取り締まりのために、本年3月に新たに竣工した漁業取締船「はやたか」と取締艇「はやぶさ」が、岩田川河口に位置する津松阪港贅崎船だまりに、主に伊勢湾口海域や志摩市沖合の海域での取り

締まりのために、漁業取締船「神島」と取締艇「はやせ」が鳥羽港、これは鳥羽市の小浜浜辺浦でございますけれども、そこに、そして、熊野灘海域には取締船の「伊勢」が尾鷲港に配置、係留されているところでございます。

しかしながら、津松阪港贅崎船だまりは、経年劣化による係船岸壁の亀裂やひび割れ、あるいは係船索固縛用の金物類の強度及び周囲の岸壁コンクリートに不安があります。また、岩田川河口域の土砂堆積の進行による運航への影響などが懸念されているところでございます。また、鳥羽市小浜浜辺浦でございますけれども、これにつきましても護岸には亀裂やずれが見られ、陸域に陥没が見られる状態にあります。係留地は隣接する私有地を借りているところでございます。

そこで、質問させていただくんですけれども、その前にパネルをごらんいただきたいと思います。わかりやすいと思いますので、よろしく願いいたします。（パネルを示す）

それから、もう一つ、これは松阪ベルラインでございます。これは本年の12月19日付をもって撤去されるわけでございます。見にくいですがね、細長く屋根がついている部分、ここのこれが浮き栈橋です。そして、その隣にターミナルが見えております。そして駐車場、こういうふうになっておるわけでございますけれども、これは松阪市所有でございまして、松阪市が国の補助を受けて建てられたということで、これを撤去しながら更地にして返してもらおうと、こういう話になるわけでございますけれども、このターミナルはまだ10年しかたっておりませんから、この施設は、何とかうまく活用はできないかなということで松阪市もお考えのようでございます。

そして、この松阪ベルラインを経営しておられました、これは津エアポートラインの小嶋社長のお話ですけども、このターミナル施設を残して海浜の駅などとして活用したらどうかという提案もされておるようでございます。これから決まってくるのかなと思います。ただ、国がどういうふうに判断するかという問題もあるわけでございます。

今回の質問は、ここの浮き栈橋、これはコンクリート製でございます。

しっかりしたものでございます。取締船をここへ持ってきたらどうかという私の提案でございまして、今までの説明をこのパネルを見ながら、ごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）

3 そうあると言いました。ここに一つ、これが贅崎船だまりでございます。津松阪港になっております。そして、松阪港も荷役港でございますけれども、ここにもございます。鳥羽港のほうにも「神島」がございまして、ちょっと見にくいんですけども。そして、尾鷲港に「伊勢」という3 そうが係留されておるわけでございます。（パネルを示す）これもごらんいただきたいと思っております。これが「はやたか」でございまして、「はやたか」の係留地と書いてございます。

この「はやたか」が全長が30メートルぐらいあるわけですけども、二十何メートルぐらいでしたかね、この半分ははみ出しているというような状況でございまして。そうなりますと、風がやっぱり当たって、いわゆるこの浮き栈橋、ここにありますが、これは鉄製でございまして。ここに固縛してある、くくりつけてあるわけですけども、真ん中ごろから船首あたりですけども、2カ所、不安定な状況になります。結構風が当たって揺れて、これが外れますと座礁につながっていくようなことがございまして。それから、ここに、ポールといいますか、渡るところがありますけれども、これも結構さびているような状況でもございまして。

ついでですけども、（パネルを示す）全体を写真に撮ってきたんですけども、結構常時60隻ほど停留されております。漁船でございまして。台風時は避難港にもなっておりますので、ほかの港から押し寄せてくるということがあります。（パネルを示す）その来られた船が係留されますので、これが場合によっては切れてしまったり流されたりということで、「はやたか」に当たってくるといようなことも十分考えられるわけでございまして。「はやたか」そのものも係留の状況は、これ、ビットというんですけども、この下がかなり老朽化して不安定な状況になっております。いつ壊れるかもわからない。恐らく地震とかそういうときは、南海トラフ地震ですと本当に心配

ですし、そういう状況でもあります。

これは金輪であります。（パネルを示す）こういう状態になっております。さびておりますけれども、これを取りかえたとしてもつけてあるところがかなり不安定な状況であります。これ、割れておりますね。

それから、これが中から見ました状況でございますけれども、（パネルを示す）かなりひび割れしてしまっていて、干潮になりますともう少し見えるんですけども、写したときはこういう状況でございました。かなりあちこち割れております、これは一部ですけれども。

それから、「神島」のほうでございます。（パネルを示す）これが「神島」なんですけれども、ここも実は私有地をお借りして係留されておるわけでございますけれども、（パネルを示す）ごらんのようにかなり、この辺から落ちてしもうておるんですよ。ここの駐車場もお借りして、月額34万円だったか何か支払いながらお借りしておるんですけども、返還も言われているようでございまして、その辺の問題もでございます。

それから、陥没ですけれども、（パネルを示す）こういうふうには水たまりができております。ですから、いつ崩れてもおかしくないような状況でもあるわけでございます。

こういう状況でございまして、何とかこれは考えていかなければいかなんということございまして、そこで質問させていただくわけでございますけれども、伊勢湾海域を担当する漁業取締船「はやたか」、伊勢湾口海域を担当する漁業取締船「神島」の現在の係留地は、先ほどごらんいただきましたように、岸壁、護岸等の老朽化など、課題も多く見受けられますことから、先般松阪市が撤退を表明されました松阪ベルライン跡地に配置することを検討されてはいかがかなと、このように思います。まず、県土整備部長にこの松阪ベルライン跡地についての活用も含めた基本的なお考え、荷役港としての港でございますけれども、これについてお伺いしたいと思います。そして、続いて農林水産部長のお考えもお聞かせいただければなど、こんなふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** 漁業取締船を津松阪港の大口地区に係留することについて御提案をいただきましたので、お答えさせていただきます。

津松阪港大口地区は港湾計画において、金属類、スラグ、セメント等の工業系の貨物を取り扱う地区として位置づけており、実績としてもこれらを主に取り扱う民間事業者により利用がなされております。

連絡船の発着場所の活用方法については、民間事業者から現在の利用可能エリアの拡大といった工業的な利用の要請もあることから、民間事業者等で構成される松阪港振興協議会や松阪市とともに、栈橋の利活用も含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、漁業取締船の現在の係留場所であります津松阪港新堀地区と鳥羽港小浜地区の港湾施設の修繕は、定期点検の結果に基づく修繕計画により進めてまいりたいと考えております。

また、新堀地区の航路しゅんせつについては、岩田川河口部から約800メートルのしゅんせつに現在取りかかっており、既に580メートルのしゅんせつを終わっているところでございます。残る区間につきましては、周辺のノリ養殖への影響等も考えながら、来年度中には完了したいと考えております。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○**農林水産部長（吉仲繁樹）** 「はやたか」、「神島」等の漁業取締船の係留地を移転してはどうかという御質問についてお答えをさせていただきます。

議員から御紹介のありましたように、漁業取締船につきましては、海域を三つに区分しまして、漁業取締船3隻、そして附属艇2隻、合計5隻、それから職員17名体制をとっております。

まず、「はやたか」につきましては、御紹介がりましたが、45トンで24メートルという大きさの船でございますが、津市の松阪港贅崎船だまりに係留場所にしています。この場所につきましては、木曾三川河口域から伊勢湾南部までの漁業取り締まりを行うということで、この岩田川河口が最も近い

ところであるということで設定をしています。

また、伊勢湾口海域を担当する漁業取締船「神島」は、鳥羽市の鳥羽港浜辺浦を係留場所としています。もともと「神島」につきましては、先ほど申しました「はやたか」と同じ場所、いわゆる津松阪港鬻崎船だまりに係留しておりました。昭和61年に鳥羽市沖で密漁船を追跡していた三重県の漁業者が落水事故を受けたと、こういったことから、伊勢湾口海域の重点的な取り締まりを行う必要が生じたことから、係留場所を現在の近い場所である鳥羽港浜辺浦へ移転したものでございます。

いずれの係留場所も岸壁の老朽化等の課題はありますということで認識しておるものの、すぐさま使用できなくなるという状況ではないのかなというような状況でございます。

こうした中、本年12月に松阪ベルラインが廃止されることに伴って、その後の跡地利用について松阪市などが松阪港振興協議会の意見を踏まえて検討していることは承知しております。

しかしながら、松阪ベルラインの跡地を取締船の係留場所に利用していくことに関しましては、例えば取締船の担当海域までの距離であったり、あるいは津松阪港大口地区の台風などの強風時における係留場所としての適性であったり、あるいは、電気、通信、水道管の設置のほか、栈橋の移設や維持管理などの諸費用の発生などを検討していく必要があるというふうに考えています。

今後、松阪市など関係者から跡地利用の方法などの情報を収集するとともに、現在の係留場所の課題であったり、あるいは場所ごとのメリット、デメリットなどを整理しながら、様々な観点から移転の可能性、必要性も含めて総合的に検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

県土整備部のほうでは、工業系の荷役港で民間利用者のあれががありますの

で、松阪港振興協議会のほうでも今これはいろいろと検討されておるとい
ようなこともありまして、あの跡地はということでございます。今の現状で
ございますね。

今後、修繕をしていきたいなど、こういうようなお話でございましたけれ
ども、私も素人ですが、あそこの船員にもお聞きかせいただいております。
けれども、自分の目を見た限り、かなりひどいものではないかなと思います。
県土整備部も限られた予算の中で年次計画的にしっかりと対応していただ
いていることは承知しております。ただ、本当に南海トラフ地震とか大型台風
時のことを考えますと、あれでいいのかなというのが実感なんです。これは、
あそこで働いている方たち、朝から日没まで本当に一生懸命で、命をかけた
ようなところもございます、仕事内容は。そんな方たちの安全・安心の担保
をしなきゃならないようなことも考えなければならぬと思いますし、それか
ら、津波が来ましたら、当然ながら沖合へ逃げるわけですよ。ところが、
河川の土砂で、今取っていただいておりますけれども、またこれが流れてき
て、いつ何どき、水深1.3メートルと言われますけれども、それだけ確保で
きるのかな、こんなことも、干潮時は特にそうですし、思うわけです。

東日本大震災のときも、危なくて実は出られなかったようなことも聞いて
おりますので、やっぱりこれは真剣に考えていかなければならぬかなと。も
しそれをするならば、本当に大規模な工事が必要になってくるのではないか
な、このように思います。そういうことが一つあります。

私、あそこにお邪魔して、民間の、いわゆるシジミ業者の方にお聞きした
んですけども、やっぱり台風ごとに流れてくるんですけどね、土砂が。それ
は大変なことだと思います。

もししゅんせつするならしていただきますけれども、もう少し広げてとい
うことも必要なかなと思うんですけども、ちょっと気にはなっております
ので、船の方たちにも御意見を十分聞いていただいているとは思って
おりますけれども、そこら辺は対応していただきたいなど、こんなふう
に思っているところでございます。

これは農林水産部と一緒に動いていただく必要があるんじゃないかなど、そして、松阪市にもやはりお聞きをしていただきながら、もし仮に松阪ベルラインの跡地が使えるような、有効活用ができるようなものでありましたら、そこを使わせていただいて、例えば、私も言い過ぎかもわかりませんが、あのターミナルのお客さんの待合所あたりをちょっと改修していただいて、小型艇「はやぶさ」をそこへ乗り上げて、そこで自前で修理をしたりするようなことも可能かなと思いますし、あそこは水深が、松阪港は6メートル以上ありますので、常時、その水深についても問題ありませんし、それから、北西の風を心配されておるようでもありますけれども、コンクリートの栈橋ですから、これは定期的な検査も必要ないと思うんですけれども、今はしていますけれども、そういった栈橋にしっかりくくりつけて大丈夫かなど私は思うんですけれども、そこら辺はしっかりと専門的な見地からお調べいただきながら今後進めていただきたいなど、このように思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

知事、黙って聞いていただいておりますけれども、何か、もしあれやったら。ちょっと難しい話で申しわけありません。

○知事（鈴木英敬） 両部長から申し上げましたとおり、松阪市とか関係者の皆さんから情報収集して、いろんな場所ごとにメリット、デメリット、今、議員のおっしゃっていただいたような技術的な課題とかも、専門の見地からも精査して総合的な検討をするということであると思います。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最後の質問になります。

伊勢茶の振興についてであります。

まず、輸出など売れる茶づくりについて、それから、2点目が第70回全国お茶まつり三重大会を生かした消費拡大等について、お伺いをさせていただきたいと思います。まとめてお伺いさせていただきます。

伊勢茶の振興につきましては、平成23年3月に策定いたしました三重県茶

業振興の指針で、伊勢茶生産担い手確保、育成や知名度向上対策の展開、消費拡大と流通販売戦略の強化などに取り組むとしております。

平成29年度当初予算編成に向けての基本的な考え方の中では、輸出を見据えた売れる茶づくりに向け、米国の農薬使用基準に対応する防除方法の確立や機能性を生かした商品の開発等を進めるとともに、伊勢茶トレーサビリティシステムの導入を推進することによって、伊勢茶生産者のJGAP認定取得を促進しますとしています。

一昨日の青木議員からもこのGAPの話がございました。日本特有のJGAPということがございます。

そこで質問いたします。

伊勢茶トレーサビリティシステム導入の見通しはどのようなのかなど、今始まった話でもないんですけれども、どのような進捗状況なのかもお伺いしたいと思いますし、また、米国での輸出商社間の調整や現地での販路活動はどのようにサポートしていかれるのかということをお伺いできればと思います。

次に、第70回全国お茶まつり三重大会を生かした消費拡大等についてお伺いさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 伊勢茶の振興について2点お伺いがあったと思います。

一つは輸出に向けてどのように取り組んでいくのか、もう一つは第70回全国お茶まつり三重大会を契機にどのようにPRしていくのか、二つまとめてお答えさせていただきます。

まず、輸出に向けての取組でございますが、茶の輸出に取り組んでいくためには、輸出相手国の残留農薬基準に対応した生産や生産履歴の保存など高度な生産管理が求められてまいります。このため、茶の輸出に対応できる産地づくりに向けて、国際的に最も厳しい防除基準に耐え得る防除マニュアル

の策定、ICT等を活用した生産情報を管理する伊勢茶トレーサビリティのシステムの導入、さらに、JGAP認証取得に向けた専門的指導員の養成や、生産者に対する研修会の開催などを実施しているところであります。

こうした取組によって、JGAP取得に向けた活動を強化し、現在、JGAPは16件の認証団体がございますが、この数をさらに拡大させていきたいというふうに考えています。

本年度からは、日本食など多様な食文化が定着し、日本茶の需要が増加傾向にあります米国をターゲットとして輸出に意欲的な生産者を募り、世界からバイヤーなどが集まる米国の食品見本市への伊勢茶の出展、それから、生産者自らによる米国バイヤー等実需者へのニーズ把握調査、さらに、米国からバイヤーを招聘した県内産地での意見交換会の開催など、生産者によるPRや輸出関係事業者との商談機会の創出、チャンスづくりに取り組んでいきたいというふうに考えています。

今後こうした取組によって、伊勢茶の品質の高さと安全・安心を前面に押し出したPRを通じて、生産者の海外における販路拡大の取組を支援していきたいというふうに考えています。

もう1点、第70回全国お茶まつり三重大会を契機とした消費拡大でございます。

全国お茶まつりは、茶農家における栽培や製茶などの生産・加工技術の向上とともに日本茶の消費拡大を目的に、主力産地を有する府県の持ち回りで毎年開催をされています。

本県は、第70回全国お茶まつり三重大会を契機にしまして、伊勢茶の消費拡大を進めていくとともに、これまでも県内の5カ所のショッピングモールにおいて、お茶の手もみ実演であったり入れ方教室、あるいは、煎茶、かぶせ茶、深蒸し煎茶の3種類の伊勢茶の飲み比べなど、伊勢茶をPRするリレーイベントを開催してきました。

また、12月10日の大会当日でございますけれども、一般の方々にも御参加いただいて、全国茶品評会で出品された茶葉の展示であったり、お茶に関す

る学習であったりアカデミーの開催、お茶の持っております機能性等のパネル展示、あるいはお茶に合います和菓子づくり体験などの取組を通じて、お茶の歴史や文化、様々な機能性などを五感で感じていただくようなものを行い、伊勢茶の魅力を発信していきたいというふうに考えています。

また、大会後のアフターイベントとしまして、12月18日に鈴鹿サーキットで開催される鈴鹿シティマラソンにおいて、茶の機能性を踏まえたスポーツとお茶の相性をテーマにして伊勢茶のPRに取り組んでいきたいというふうに考えています。

また、首都圏から情報発信をしていくということが非常に重要というふうに考えていまして、若者や海外の方が多く、テイクアウトで飲み物を楽しむ人たちも多い東京表参道のカフェで、11月から来年2月まで長期イベントを開催することとしております。具体的な内容としましては、伊勢茶を使った抹茶エスプレッソ、ほうじ茶ラテなどオリジナルメニューの提供、あるいは、萬古焼とあわせた伊勢茶の販売、伊勢茶のおいしい入れ方、たしなみ方のワークショップの開催などを行って、SNSや口コミでの伊勢茶の情報発信を促していきたいというふうに考えています。

先日開催しました11月24日のキックオフイベントでは、ブラジル大使館職員の方々をはじめ、ヨーロッパ外資系ファッションブランド関係者とか、国内外の情報発信力のある幅広い分野の方々に御参加をいただきました。イベントで、特に最高級の手もみ茶の実演、呈茶に対して絶賛の声、あるいは、オリジナルメニューに対して、おいしい、飲みやすいと評価をいただいたところであります。

今後も引き続き、全国お茶まつり、あるいはそういった様々な機会を創出しながら、伊勢志摩サミットでも好評を博した伊勢茶の魅力を発信していきたいと考えています。さらに、こうした茶業の発展に係るいろんな取組を通じて、来年4月に開催されますお菓子の祭典、全国菓子大博覧会の成功にも寄与していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） 時間がなくなってまいりました。ありがとうございます。

様々な取組をしていただきながら、伊勢茶の知名度アップ、消費拡大について頑張っていただけるということでございます。どうぞ、伊勢茶、かなりピンチになっている状況でございますので、この第70回全国お茶まつり三重大会を契機にしてますます販売を広げていただきたい、周知をしていただきたい、PRしていただきたい、このように思っているところでございます。

最後に、私の質問のトリ、時間がありません、1分ですね、本当は知事に、大会長でありますので、このことについて消費者の皆さんに、消費拡大についてお願いをしていただけたらなど、このように思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 全国お茶まつり三重大会を大成功させることで、まず、やっぱり県内の皆さんに自分たちの地域のお茶を飲もうという機運をつくっていきたいと思います。皆さん、飲んでください。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（中村進一） 16番 木津直樹議員。

〔16番 木津直樹議員登壇・拍手〕

○16番（木津直樹） 皆さん、こんにちは。伊賀市選出、自民党の木津直樹でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今日の一般質問、私が2人目ですけれども、発言通告一覧表を見ますと、私、木津の次が津村、津村さんの次が村林ということで、今日はこれより名字3人数珠つながりが始まりますので、どうぞ最後までよろしく願いいたします。余り受けなかったですけれども、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、順次質問を始めたいと思います。

まず最初に、全国消防操法大会日本一ということでございます。

本年10月14日、長野県長野市の長野オリンピックスタジアムで行われました第25回全国消防操法大会におきまして、三重県代表の伊賀市消防団が小型ポンプの部で見事優勝し、日本一となりました。

全国消防操法大会は、全国の消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の充実、発展に寄与することを目的としています。都道府県代表の消防団の選手が、迅速、確実かつ安全に行動するために定められた消防用機械器具の取り扱い及び操作の基本について、その技術を競う大会でございます。審査は、士気、規律、迅速な行動、動作、チームワーク、確実な操作、消防用機械器具の精通とその愛護、各隊員の安全を要点に審査をします。

それでは、優勝までの軌跡とともに、伊賀流操法を少し紹介させていただきます。

まずは、夏の三重県大会に向けて昨年の秋に選手を編成いたしました。編成するに当たりましては、伊賀市消防団は10の分団がありまして、10分団の中から1人ずつ選手を選抜いたしました。10人の選手を編成いたしました。これが伊賀流でありまして、本来ならば一つの分団から全選手を編成するのがやりやすいと思われませんが、あえて一つの分団から1人ずつ操法選手を選抜するのが伊賀流でございます。

そして、もう一つは指導方法にあります。通常ですと消防署職員が教官となりまして直接選手を指導すると思われがちですが、伊賀流は、消防署職員がまず消防団員の指導者に指導し、その消防団員の指導者が教官となりまして操法選手を指導するというようになっております。したがって、消防署職員が直接操法選手を指導しないのも伊賀流でございます。

この二つの伊賀流が消防団全体の結束につながりまして、今回の優勝に結びついたのではないかと感じております。

夜間練習におきましても（パネルを示す）これだけの団員が集まります。先ほど申したように、自分たちの分団から選手を1人ずつ輩出しているということで、応援団員、そして支援団員が毎回このぐらい集まるということに

なっております。（パネルを示す）そして、これが練習風景ですけれども、皆さん昼間は当然仕事をしておりますので、練習、訓練は夜になります。7時半から10時までの2時間半、訓練いたしておりました。

（パネルを示す）昨年11月10日から始まりまして、冬の間は体育館で基礎練習、春からは写真のように消防署の屋外での訓練でございます。支援団員、一般団員など多くの団員が見守る中、7月16日の県大会までの練習回数は実に106回ございました。

そして、三重県大会では42秒29の好タイムで優勝いたしました。いよいよ全国大会への訓練が始まります。

今回の全国大会の長野オリンピックスタジアムは人工芝の会場でございます。これまでは通常アスファルトの舗装の上での操法が中心でございましたので、まずは人工芝対策が問題となってきました。一口に人工芝といってもいろんな規格がありますので、長野オリンピックスタジアムの人工芝と同等の芝生が松阪市のフットサルの会場にあるということを調べまして、松阪市へも7回ほど訓練に出かけました。

また、操法大会は、雨でも行いますので、あえて雨の中でも練習を重ねたそうでございます。全国大会に向けた訓練は合計27回ございました。

さて、いよいよ10月14日の全国大会でございます。当日は好天に恵まれ、よいコンディションで行うことができました。

（パネルを示す）これ、朝、始まる前にオリンピックスタジアムの駐車場で集合した写真ですけれども、実はもう既に、ここに来る前に、夜明けから河川敷をお借りしまして、練習を何回も重ねてウォーミングアップをして会場入りをしたということです。

（パネルを示す）そして、今度はスタジアムの中に入りまして、開会式前に実際に人工芝の感触を確かめているところでございます。

（パネルを示す）そして、全国大会は、ポンプ車の部25団と小型ポンプの部22団が出場しました。

（パネルを示す）いよいよ本番です。三重県は2番目の出場でございます。

した。

(パネルを示す) 大変たくさんの応援もございました。緑の人工芝に白いホースが真っすぐ伸びたときには鳥肌が立ちました。

(パネルを示す) 操法は、操作を開始して的に当てるまでのタイムが計測されます。そして、全ての操法が終わり、三重県代表の伊賀市消防団が見事優勝いたしました。優勝タイムが41秒58、訓練を含めて自己ベストでの優勝ということで、すばらしい結果が出たことと思います。

(パネルを示す) そして、最後の閉会式が終わるころにはあたりも薄暗くなっておりましたが、全国大会には三重県からも、福井防災対策部長をはじめ多くの方が応援に駆けつけていただきました。また、選手には優勝まで大変な苦労があったと思いますが、支えていただきました消防関係の皆様、御家族、そして、勤務先の企業の御理解、御協力があったものと申し述べたいと思います。

さて、鈴木知事、今回の全国消防操法大会で我々三重県が日本一になったということについて、知事の御所見をお聞きしたいと思います。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事(鈴木英敬) 伊賀市消防団の全国消防操法大会日本一に関する所見でございます。

第25回全国消防操法大会での伊賀市消防団の優勝は、県勢としましては昭和45年のポンプ車操法以来46年ぶり、小型ポンプ操法の優勝は県勢で初めてであり、加えて歴代最高得点での優勝という快挙でありました。改めてその快挙をたたえ、お祝いを申し上げます。

先ほど議員からもありましたけれども、伊賀市消防団にあつては、昨年10月の選手の選抜に始まり、11月には団員の中から10名の指導員を養成し、その指導員が選手の訓練指導に当たるといふ伊賀市消防団独自の訓練体制のもとで厳しい訓練を重ねてこられました。そして、今年7月16日の三重県消防操法大会で見事優勝し、晴れて三重県代表として全国大会での優勝という栄冠に輝かれました。

今回の栄冠は、約1年間の長期間にわたり、初めから全国大会を意識して訓練に励まれた成果であり、選手の皆さんの御努力はもとより、訓練を支えてこられた指導員をはじめとする団員や消防本部の皆さん、選手を送り出していただいた職場の方々の御理解と御協力、そして、何よりも家族の支えがあってこそその結果であったと思います。まさに地域の全ての関係者の方々が一体となって取り組まれた成果であり、この間の地域ぐるみの応援がなければこの結果につながらなかったと言っても過言ではないと思います。

今回の全国大会での伊賀市消防団の活躍は、三重県内の全ての消防団員の励みとなりました。また、消防団は、地域における共助のかなめとして地域の防災活動の重要な担い手であることから、県民に大きな誇りと安心感をもたらしてくれました。

現在、県では消防団に対する新たな支援策として、みえ消防団応援の店（仮称）制度の構築に向け検討を進めています。今回、伊賀市消防団を地域ぐるみで応援した取組を県域に広げるためにも、消防団員やその御家族に対する地域での応援の輪を確実に広げていくことを目的としたみえ消防団応援の店制度により、消防団への理解をさらに促進し、地域防災力の充実強化につなげていきたいと考えております。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

私は防災県土整備企業常任委員会の副委員長ですのでこれ以上質問はしませんけれども、今回、全国大会開催地の長野県、そして準優勝の静岡県におかれましては、消防団の取組は少し先進県かなと思っております。三重県は全国消防操法大会日本一になりましたが、消防団の組織強化、広域化や消防団員の処遇の向上など、今後常任委員会で検討してまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

さて、次に行きます。

さて、昨夜、夜中の2時過ぎに本当にうれしいニュースが飛び込んでまいりました。ユネスコ無形文化遺産、山・鉾・屋台行事に、三重県桑名市、桑

名石取祭の祭車行事、四日市市、鳥出神社の鯨船行事、伊賀市、上野天神祭のダンジリ行事の三つが同時に登録されました。

ユネスコの世界遺産に関しては、平成16年に紀伊山地の霊場と参詣道が文化遺産として登録され、三重県でも熊野古道が有名になり、脚光を浴び、今でも多くの人を訪れているところでございます。

今回はそれに続きましてのユネスコの無形文化遺産登録で、三重県の歴史、伝統、文化がさらに認められたことと確信しております。と同時に、今年の伊勢志摩サミットを成功のチャンスと捉える三重県にとりまして、この三つの無形文化遺産の登録はさらなるチャンスになるものと期待もいたしております。

それでは、今回登録されました山・鉾・屋台行事ですが、少し紹介をさせていただきます。

(パネルを示す) 桑名市、桑名石取祭の祭車行事です。

日本一やかましい祭り、天下の奇祭として知られる、桑名市の春日神社を中心に行われる祭りです。華麗な装飾を施した三十数台の祭車にかねや太鼓をつけ、それらを一齐に打ち鳴らす音が見る者を圧倒させる、勢いある勇壮な祭りです。桑名の夏の風物詩として400年の歴史があり、平成19年に国の文化財指定を受けております。

(パネルを示す) 続きまして、四日市市、鳥出神社の鯨船行事です。

逃げ惑う鯨を鯨船で追いかけて、もりでしとめる様子を再現し、鯨漁の大漁と厄よけを祈願する祭りです。平成9年に国の文化財指定を受けております。これは私見ですが、日本の捕鯨には食文化と歴史があることを証明する祭りでもありますので、ユネスコの無形文化遺産登録はいろんな意味で日本にとっても価値があるかなと思っております。

(パネルを示す) 最後に、伊賀市、上野天神祭のダンジリ行事です。

桑名石取祭と同じく400年の歴史がある伊賀最大の祭りで、9台のダンジリが引かれ、その前では鬼行列が行われます。毎年10月24日、25日に行われますが、今年は平日で少し天気も悪く、4万9000人の人出でしたが、昨年は

ちょうど土日で天気もよく、15万人の人出でにぎわいました。平成14年に国の文化財指定を受けております。

さて、この三つの行事がユネスコ無形文化遺産に登録されるに当たり、県教育委員会では3市の教育委員会の取りまとめ役として御尽力をいただいたと聞いております。教育委員会に、登録までの経過と、今後どういった取組を行っていくのかをお聞きいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） ユネスコ無形文化遺産登録に向けて、これまでの取組状況と今後、文化遺産をどう活用していくかについて御答弁申し上げます。

今回、ユネスコ無形文化遺産に登録された山・鉾・屋台行事は、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となつてとり行う山、鉾、屋台の巡行を中心とする祭礼行事でございます。

山、鉾、屋台には、各地域の文化の粋を凝らしたきらびやかな装飾を施すのが特徴となっています。今回登録されました33件は、いずれも国の重要無形民俗文化財に指定されたものでございます。

県教育委員会では、関係3市の文化財担当とともに、文化庁、全国山・鉾・屋台保存連合会と連携して、今回の登録に向けた取組を進めてきたところ です。

これまでに県教育委員会では、三つの行事の価値をしっかりと継承するために、用具の修理や新調、伝承者養成などに対して、国や県の補助事業の活用による支援とともに、登録に向けたデモといたしましてDVDの映像資料作成やSNSによる情報発信を行ってまいりました。

また、今週から県庁1階県民ホールで、県と関係3市共催による山・鉾・屋台行事の魅力を発信するパネル展を開催しており、引き続き、伊勢市、志摩市及び三重テラスでも行う予定としております。

今回の登録を契機に、県内の子どもたちが本物の文化に触れ、地域の伝統行事に積極的に参加して、伝統や歴史を学び、おらがまちや村の誇りである行事を受け継いでいけるよう努めるとともに、今後とも文化財の保存、継承

を図り、文化財の価値や地域の魅力を、県内はもとより全国に対してしっかりと情報発信してまいります。

以上でございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

まず、知事に聞くのを順番が間違っておりましたので、申しわけないです。

知事、この件に関しまして、コメントをよろしくお願いいたします。

○知事（鈴木英敬） まずは、三つの保存会、あるいは関係者の皆さんに心からお祝いを申し上げたいと思います。1年待たされたをかけられていましたので、ですので、喜びもひとしおであろうというふうに思います。

高齢化していく中、地域の行事を守るというのが大変な中で、本当に世代を超えて伝承していただいたおかげだと、地域の住民の皆さんのおかげだというふうに思っています。ユネスコの決議文でも、伝承者や実践者である地域住民にアイデンティティーや芸術的創造性を与えるという大変高い評価があったのも、地域の皆さんのおかげだと思います。

ダンジリの上野文化美術保存会の八尾会長に聞きましたところ、登録決定してどうですかとお聞きしましたら、八尾会長からはずっと待ち望んでいましたということと、ほかいろいろおっしゃったんですけども、登録をきっかけに若者に祭りの意味や由来をよく伝え、市民全体に愛される祭りとしてしっかりと続けていきたいと思っていますという大変力強い御言葉をいただきましたので、県としてもサポートしていきたいと思えますし、先ほど教育長が言ったとおりの今後の取組と、そういう思いを交換するために、この12月6日に3市の市長と保存会代表の皆さんと面談させていただいて、これからの取組についてみんなで考えていきたいというふうに思います。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

教育委員会としては、世界的な文化遺産の保護に最大限尽くしていただくということで、今、決まったばかりですので今後のことは少し早いかなとは

思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今回の登録により熊野古道のように地域の観光資源として活用していくことへの期待も多々あるかと思っております。11月29日の青木議員の名松線沿線の観光に関する質問で、最近の旅行スタイルがコト消費に変化している、つまり、地方の祭りで人々が交流したり、その地域の歴史や文化を体験する、名物を味わう、そのほうに変化していると当局からの答弁がございました。まさに山・鉾・屋台行事は、地域の歴史、文化、伝統を体験するものであり、国内のみならず海外からの観光客の誘致への大きな後押しになるのではないかと期待しております。

今回のユネスコ無形文化遺産登録を契機に、桑名市、四日市市、伊賀市、3市が連携して情報発信や広域的な観光振興に取り組んでいただきたいと思っておりますし、また、その文化遺産を活用した広域的な観光振興の動きが出てきたときには、県にも強力なバックアップを要望したいと思っております。

それでは、続きまして、伊賀地域の観光振興について質問をいたします。

今年の三重県は伊勢志摩サミット開催で飛躍の年となりました。県下どの地域もサミット効果を大きく期待したことはあったと思ひます。その中で、効果はやはり伊勢志摩地域が中心であったかと思ひます。

伊賀地域では、観光誘客というよりは、酒や農産物など食に関する評価が上がり、情報発信ができたのがサミット効果であったかなと思っております。

伊賀地域には、忍者や松尾芭蕉、城下町の町並みをはじめ、今回登録された上野天神祭、ダンジリなど、たくさんの観光資源があります。これは、我々市民といたしましても自負するところがございます。これを観光で生かし、地域振興を進めていくには、市だけではなく県と連携して誘客促進をしなければならぬと考えておるところでございます。つきましては、県が進める伊賀地域の観光振興策をお聞きしたいと思ひます。

〔水島 徹雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（水島 徹） 伊賀地域の観光振興についてお答えを申

し上げます。

伊賀地域には、お話のございました上野天神祭のダンジリ行事などの特色ある文化、また、青山高原や赤目四十八滝などの美しい自然、伊勢志摩サミットでも提供され高い評価を受けた伊賀牛や伊賀米、日本酒などの豊かな食と、伊賀焼や伊賀くみひもなどの伝統工芸、伊賀流忍者や松尾芭蕉翁に代表される奥深い歴史など、魅力ある観光資源が非常に数多く存在しております。

県としましては、平成25年度から3年間、三重県観光キャンペーンを実施し、県内各地域に設置した地域部会において、伊賀地域においては伊賀流忍者を中心としました連携事業ですとか、伊賀牛や伊賀焼、和菓子など多様な観光資源の魅力発信に取り組んできたところでございます。

また、インバウンドの分野におきましても、伊賀流忍者は海女と並んで、本県の誇る、世界に通用する重要なコンテンツとなっております。

海外の旅行会社や旅行雑誌、テレビ等メディアを招聘し、県内の観光地や食などを紹介する、いわゆるファムトリップにおきましても、伊賀流忍者博物館は欠かせない立ち寄り先となっております。

また、9月に官民で参加したマレーシアでの国際旅行博覧会において忍者をテーマに観光PRを行ったほか、11月には欧州歴史文化プロモーションとして、三重大学とともにドイツ、オランダで忍者文化を紹介したところでございます。

さらに、地元におきましてもいろんな取組をしていただいております、伊賀市では様々な魅力を体験できる伊賀ぶらり体験博覧会いがぶらを開催する、また、名張市では、観光資源の掘り起こしや新たな観光旅行商品を生み出すことを目的に、学生から旅行企画を募集するなばり旅コンテストを現在募集中ということでございまして、こういった地域の特色を生かした独自の観光振興の取組を積極的に進めていただいております。

こうした取組によりまして、平成27年の伊賀地域の観光入り込み客数は、三重県観光キャンペーン実施前の平成24年と比べまして約15%増加したとこ

るでございます。

しかしながら、一方で、みえ旅パスポートを活用しました利用者動態を分析しますと、観光客の周遊性が低いといったことが課題となっております。

したがいまして、県におきましては現在、伊賀地域の自然や歴史、食の魅力を広く体感していただくことによって地域内の周遊を促進するため、みえ食旅パスポートの取組を展開しているところでございます。伊賀地域におきましては、現在、伊賀市、名張市及び三重県総合博物館と連携して、若年層を中心に全国で高い人気を誇っております伊賀市出身のみえの国観光大使の夢民ねむさんデザインのみえ食旅パスポートの特別版を発行しているところでございます。

また、人気ブロガーなどを活用し、三重の食の魅力を紹介するホームページ「みえ食旅物語」において伊賀地域の様々な魅力を紹介する記事を掲載するとともに、インスタグラムやツイッターでも情報発信を行い、旅の提案を行うことにより、各地への誘客を図っているところでございます。

さらに、国の広域観光周遊ルート形成計画に認定された昇龍道のテーマの一つとして、上野天神祭のダンジリ行事を含みます山車・からくりが取り上げられていることから、行事が行われる地域間の広域的なネットワークの形成や、ルート上の山車・からくり行事を紹介するホームページの開設、イベントの開催といった取組が進められております。

ユネスコ無形文化遺産への登録を契機にこうした取組がさらに推進され、海外から本県への誘客促進が期待されるところでございます。

引き続き、伊賀市、名張市など地元の皆様方とも連携して、伊賀地域の魅力ある資源を活用した観光振興に取り組んでまいりたい、このように考えております。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

本当に伊賀市にはすばらしい素材がございまして、まだまだ生かし切れない部分がたくさんあると思います。その中で、やはり県と連携いたしまして

発信していかなければ本当にもったいない素材がありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど上野天神祭の話も出ましたけれども、伊賀地域の観光素材には本当に、歴史的なものがたくさんあります。

歴史があるということはそれだけ古いということになりますので、例えば維持管理するのに高額なお金がかかります。先ほど、よろしいですか、（パネルを示す）これ、ダンジリの写真ですけれども、前の、例えばこの幕が1張り1900万円とかするわけです。国やら県やらの補助はございますけれども、やはり、例えば600万円ぐらい自治会の負担があるということでございます。

私も今日、ユネスコ無形文化遺産登録に際しまして、祭りにかかわる方からファクスをいただきました。大変喜んでおりますということと、これから我々も後世に伝えていきたいというファクスをいただきました。

少し読みますと、現在、娯楽の多様化に伴い、昔は祭り自体が娯楽であり楽しみだった時代から、現在の祭りはオンリーワンの娯楽でなくなったように思います。現在はやりの都市型のフェスタがあり、遊園地があります。でも、祭りになれば血が騒ぐ、そんな祭りはやはり伝統文化が続く祭りではないかと思ひます。ユネスコ無形文化遺産登録を機に、血の騒ぐ祭りに盛り上げていきたいと思ひます。しかし、問題も山積みです。ダンジリの幕は今でも非常に高価なものです。本年、見送り幕を新調したところ、総額約1900万円のうち、600万円は町内、自治会の負担でございました。今後、ダンジリを継続、維持管理していく上で大変厳しいことでございます。そして、また、ダンジリの上で奏でおはやしに関しましては、町内の子どもたちも少なくなり、おはやしを受け継ぐ人すらいなくなる可能性もあります。ユネスコの無形文化遺産登録は大変喜ばしいことですが、今後続けるために皆様方には御協力を賜りたいという切実な言葉もございました。

この上野天神祭のダンジリは神社のものではなく各町内のものがございますので、これからの継続といひますか、維持管理が大変になっておりますので、財政面でも御支援いただきたいことを申し述べたいと思ひます。

それでは、次の質問に入ります。

続きまして、今度は農業の質問でございます。農地耕作条件改善事業など、定額助成の見直しについてお聞きします。

改めて申し上げるまでもございませんが、日本の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少など、厳しい状況にあります。このような中、食品自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるよう、農地の大区画化、汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、稲作から高収益作物への転換などが進められているところでございます。

平成27年度には農地耕作条件改善事業が創設され、既に区画が整備されている農地の畦畔除去など、農地の簡易な区画拡大、農業者の自力施工も活用した暗渠排水整備など、耕作条件の改善が進められており、こうした整備済みの農地の簡易な整備に、標準的な単価を用いて算定した工事費2分の1に相当する額が定額で助成されています。

農家の皆さんにとって非常にありがたい事業であるわけでございますけれども、最近になって、この年度中、平成28年度補正予算成立時に国が定額助成の見直しを行いました。暗渠排水の助成では、単価が半分になったものもある状況です。

事の発端は、国会審議等において、定額助成は農業者自らの施工実態が確認できず、実際は10分の10補助となっているのではないかなどの指摘を受けたところによるものでございます。今回の見直しに当たり、国からの事前説明は全くなく、半ば一方的な通知であったことから、私の地元である伊賀市をはじめ、三重県下で事業を実施中の事業主体からは不満の声が上がっていると聞いております。

特に、既に事業を実施、継続している地域においては、これまでの実施箇所とこれから実施する箇所の助成単価が異なることから、同じ地区内での平等性が確保できないとのこと、新規着工予定地区のうち、既に助成単価を見

込んで地元調整済みの地域においては、今回の見直しで事業実施の前提条件が大きく変わることから、中止する地区も出てきている状況にあります。

そこで質問をいたします。農地耕作条件改善事業等の定額助成の見直しについて、国は事業者に対し、これまでの経過も踏まえ丁寧に説明をするべきと考えますが、県の考え方をお聞きします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 農地耕作条件改善事業等の定額助成の見直しに当たって、国が説明すべきではないかということに対する県の考え方を御説明申し上げます。

農林水産省所管の農地耕作条件改善事業などで行われている暗渠排水の定額助成につきましては、耕作土の剥ぎ取りの有無などの現場条件や使用機械などの実態に応じた単価の見直しがなされ、平成28年度補正予算から適用されたところであります。

県内においては、平成28年度補正予算により、伊賀市愛田地区ほか5地区において、定額助成による暗渠排水の工事が実施される予定であります。

今回の見直しでは、掘削と同時に管を埋設する工法の場合、助成額が10アール当たり従来15万円であったものが7万5000円に変更されたことから、議員からも御指摘がありましたように、農家の自己負担額が増え、事業実施が難しいなどの影響が出ています。

県として、国に対して単価改正の経緯など詳細な説明を求めているところであり、近々県内で事業主体なども含めた説明会が行われることになっていきます。

また、市町の皆さんと連携し、国に対して事業のこうした見直しに際しては、地域の実情や土地改良団体等の意見を十分に踏まえるとともに、事業関係者に対して事前に丁寧な説明を行うことなどを要望していきたいというふうに考えています。

今後も引き続き、耕作条件の改善など、きめ細かな基盤整備が着実に進むよう、市町とともに取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

これは私の地元であったことなので言うわけではないのですが、全国的にも、全国的にもあった事例かなと思います。関西弁で言うと、殺生やなど、本当に、そんな、どうしてくれるのということだと思います。

せっかく補正予算がついて、喜んで次の事業をやっていくというときに、思ったよりも倍の負担がかかるということは、これから農業をやっていく耕作意欲の低下にもつながりますし、しっかりと説明責任を果たしていただきたいと思います。

これは国が決めたことですのでと言わなくて、やっぱり県もしっかりと、一緒になって事業主体の皆様説明をしていただきたいと思います。

続いて、獣害対策の推進について3点お伺いをいたします。

1点目は、鳥獣被害防止特別措置法の改正についてでございます。

この鳥獣被害防止特別措置法の改正は、鹿やイノシシ、猿などの野生動物による農林業被害の減少などにつなげようと議員立法で提出され、11月25日の衆議院本会議において全会一致で可決、成立をいたしました。改正法では、鳥獣被害対策実施隊の設置促進や体制強化、捕獲した対象鳥獣の食品としての利用等の推進、これはジビエのことかと思いますが、などが盛り込まれたところですが、その内容についてお伺いをしたいと思います。

2点目は、年々深刻さを増す鹿被害への対策についてでございます。

ニホンジカは大きな群れで行動しないことから、猿に比べ大量捕獲が難しいと聞いていますが、伊賀地区におけるニホンジカの捕獲頭数は、平成25年度が1795頭、平成26年度が2650頭、平成27年度が3171頭と、年々増加傾向にあります。

しかしながら、地域は被害の減少を実感するまでは至っておらず、農林水産業被害に計上されないまま様々な被害が発生しています。

一つの例ですけれども、伊賀市には青山高原というところがございます。

これは大変な保養地で、観光客も多くいらっしゃるところでございます。春には毎年恒例のつつじまつりというのがありますけれども、その肝心のツツジが、鹿がやわらかい芽を食べてしまってツツジが咲かないということで、つつじまつり自体の存続が危ぶまれるということになっているようでございます。

深刻さが増す鹿被害への対策についてお聞きしたいと思います。

続いて3点目でございます。

新聞報道によりますと、県内で4月から10月に報告された、熊と見られる動物の目撃情報は、前年度の4倍強、26件あり、11月13日には紀北町の山中で、狩猟中に熊と遭遇した男性が軽傷を負うという事故が発生いたしております。全国的にも熊の目撃件数は前年度より増加傾向にあると聞いていますが、大きな事故につながらないために、熊への対応はどのようにお考えであるのか、県の考えを聞きたいと思えます。

以上3点をまとめてお願いいたします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 鳥獣被害防止特別措置法の改正、それから鹿被害、それから熊への対応、三つにまとめてお答えをさせていただきます。

まず、鳥獣被害防止特別措置法につきましては、本年11月25日に改正案が可決、成立し、12月2日に公布、施行される予定であり、その主な内容として、捕獲体制の強化を図るための鳥獣被害対策実施隊の設置と充実、捕獲技術の高度化に向けたICT技術の活用、捕獲鳥獣の食品としての利用、いわゆるジビエとしての利用推進などが盛り込まれたほか、捕獲や電気柵の設置等における安全対策の徹底などが追加されることとなりました。

また、本年12月3日が期限となっていました猟銃所持許可更新時の技能講習免除措置の期限が、5年間延長されることとなりました。

今回の鳥獣被害防止特別措置法の改正を踏まえ県では、獣害情報や捕獲技術等をさらにきめ細かに市町へ提供するとともに、市町の獣害対策の基本となっています被害防止計画の充実を図ることで捕獲強化につなげていきたい

というふうを考えています。

また、本県が有していますICTを活用した特許技術等による被害対策の高度化に向けまして、県の農業研究所や林業研究所において、技術開発と現地での実証を継続して進めていくこととしています。

さらに、ジビエの利用推進については、全国に先駆けて整備しましたみえジビエ品質・衛生管理マニュアルの普及や、みえジビエ登録制度による登録事業者の拡大をさらに進めるとともに、本年8月に設立しましたみえジビエ推進協議会与連携し、みえジビエの付加価値向上に向けた商品開発、販路開拓に取り組んでいきたいというふうを考えています。

また、三重県における野生鳥獣による農林水産業被害額は、平成27年度に5億1700万円まで減少し、ピーク時の平成23年度と比べて大幅に減少しています。

しかし、集落代表者に対するアンケート調査においては、被害軽減を実感するには至っていないということがうかがえます。特に、議員も御指摘の鹿については、生息密度が高いことから、先ほども御紹介がありましたツツジなどの食害をはじめ、再生林への意欲の喪失、あるいは列車や車との衝突事故など、被害金額に計上されていないような被害も大きいということで認識しています。

そのため、本年7月に、増え過ぎた鳥獣に対するための第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）につきまして、この計画を変更し、年間捕獲頭数の上限撤廃、雄鹿の捕獲制限の撤廃など、さらなる捕獲強化の方針を打ち出したところであります。

また、衝突事故などの生活被害に対応するため、本年9月に関係機関による連絡会議を設立し、被害情報等を共有しているところであります。

さらに、伊賀地区では、猿の大量捕獲技術の実証に引き続きまして、ICTを活用した大型捕獲おりによる鹿の捕獲技術の開発に取り組んでおります。

今後は国の方針に沿って、平成35年度までに鹿の生息数を平成24年度対比で半減させるということを目標に捕獲を強化するとともに、獣害情報マップ

等を活用し、生息密度や被害の大きい地域での重点的な捕獲を推進していきます。

次に、熊についてであります。

本年度の熊の目撃件数は、11月末時点ですが、昨年度対比20件増の28件ということで多くなっております。山中での目撃が多いことから、三重県内の熊は、頻繁に人里付近に出没するなどの人なれが進んでいる状況にはないというふうに考えています。こうした中、熊への対応は、昨年度に取りまとめた三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアルに基づきまして、市町、警察等と連携を図りながら、目撃現場の確認、周辺地域への注意喚起などを適切に行っているところであります。

今後も引き続き、熊の特徴や注意点などについて情報提供に努め、やはり事故に遭わないための正しい知識を普及啓発していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

私も伊賀の山奥に住んでいますが、子どものころは獣害って全然なかったかなと思っております。

また、獣害に関しましては、イノシシが大量に増えて駆除すると、今度は猿が出てきたと。猿が一段落したら今度はニホンジカだと。本当にころころ生態系が変わっていったような気がします。我々の地域の話題では、次は熊が来るのと違うかと。熊が来たらやっぱり人的被害が一番心配されるので、対策もしっかりとってほしいなと思っております。どこかの市長は熊のことでお叱りの電話を入れたそうですけれども、本当に農業被害はお金の被害ですけれども、熊になりますと人的被害、人命にかかわりますので、しっかりと対策をとっていただきたいと思っております。

続いて、中山間地域の農業振興についてお聞きをいたします。

本県の総面積の約7割を占める中山間地域は、洪水や土砂の流出を防止し、

食料や水を供給するなど、生活する上でなくてはならない役割を担っておりますが、皆さん御存じのとおり、過疎化、高齢化が進んでおり、大変厳しい状況にあります。また、農地は急傾斜が多く小区画であることから営農条件が大変悪く、耕作放棄地の割合も増えてまいりました。

こうした状況はかなり前からのことであり、国においては平成12年度から中山間地域等直接支払制度を導入し、中山間地域の農業者に対し、一定の条件のもと、平地農業との生産条件の差し引き額を交付しているところでございます。しかしながら、中山間地域の農業者の皆さんにお話を聞いてみますと、農業者の高齢化、後継者不足から、いよいよこうしたお金をいただいても労力がないということで、大変苦慮をしているとのことでございます。

そこで、県土の約7割を占める中山間地域における農業振興対策について、どのように県では考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 中山間地域等における農業振興策についてお答えをさせていただきます。

中山間地域の農業は、農産物の供給に加え、県土の保全、心を和ませる景観や多様な生物の息の場を提供するなど、多面的な機能を有しています。

しかしながら、中山間地域では高齢化や人口減少が顕著で、農業の担い手不足や地域コミュニティ機能の低下が進んでいるところであります。

こうした中、中山間地域等直接支払制度の活用について、取組が困難となってきた地域等において、今、議員からも御紹介がありましたが、従来の協定範囲を複数集落に拡大し、近隣の営農組織の協力を得るなど、農業生産を維持できる体制づくりに取り組んでいるところであります。あわせて、農業生産の維持、効率化を図るため、小規模な圃場整備や、農道、用排水路の改修など、中山間地域の地形条件を踏まえた農業基盤整備事業などにも取り組んでいます。

また、中山間地域農業の活性化に向けまして、地域資源の有効活用を図る地域活性化プランづくりを推進し、地域特性を生かした多様な作物の導入、

6次産業化、農業体験など、多角経営に取り組む集落営農組織の育成を進めているところであります。

例えば、伊賀市の川上営農組合では、小麦の後作として栽培するソバを活用した手打ちそばの販売とそば打ち体験の実施、あるいは、同じく伊賀市の青山マロンクラブでは、集落の高齢者や移住者などによる休耕田を活用したクリの生産販売、さらにこの販売についてはSNSの活用など、そういった取組により、農業の振興を図られている地域もあるわけでございます。

さらに、中山間地域農業の活力向上を図り、次世代に円滑に継承していくため、平成27年度から中山間地域農業を起点とした雇用創出プロジェクト事業を実施しております、地域の農業法人等を核として、例えば、都市からの移住者によるコンニャクイモの生産加工販売や、農家民泊の運営、この取組事例は、ふるさとづくり上高尾の会、伊賀市の皆さんでございます。また、地域産品を使った山里レストランを核とした地域コミュニティーの構築と集客交流、これは伊賀市の特定非営利活動法人あわてんぼうの皆さんでございますけれども、など、県内八つのモデル地域において、担い手の確保や雇用機会の創出につながるような取組を、市町、関係団体と連携して進めています。

今後もこうした様々な取組を着実に広げることによって、中山間地域農業の振興を図り、地域の活力向上につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） ありがとうございます。

中山間地域など条件不利地域における農業は、存続自体が危ぶまれております。早急な対策を講じていただきたいと思っております。特効薬はありませんけれども、新たな発想を持って三重県版の農業をしていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に参ります。

交通安全施設の整備についてであります。

県政に携わるようになりまして、多くの方、多くの団体の方から要望をいただくのが道路整備、とりわけ白線の補修をしてくれとの声を多く聞かせていただきます。我々県境の地域では、他府県ナンバーのドライバーも多く入ってくるわけでございますので、初めてその地域に入るわけでございます。その中で、交差点の停止線、「止まれ」の標示、横断歩道については、大変大きな人身事故につながることも考えられますので、早急な対策が望まれております。加えて、近年はトレーラー輸送が増えた影響で道路の傷みも大変激しく、センターラインの消えているところもたくさんあると思います。

県はどのぐらいの箇所を把握しているのか、それに伴う予算はしっかりとっているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔森元良幸警察本部長登壇〕

○警察本部長（森元良幸） 交通安全施設整備の要望受理状況等についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、道路標示、残念ながらかなりの数が摩耗して、視認性が低下している状況でございます。平成27年中、道路標示につきましては県民の皆様から680件の塗りかえ要望を、そして、信号機の新設整備については、同年中139件の要望を受理しております。

こうした要望は県民の方からの切実な声として重く受けとめまして、調査結果を記録し、予算要求等の基礎としております。

本年7月末時点の把握としまして、横断歩道につきましては1715本、停止線につきましては2992カ所の塗りかえが必要と把握しております。

こうした状況を踏まえた警察の対応でございます。

塗りかえが必要と判断した道路標示につきましては、優先順位をつけて順次塗りかえを行うということになりますが、その判断に当たりましては、担当者が漏れなく現場に赴きまして、摩耗度、交通量などを確認して、予算の範囲内において緊急性の高いものを選定することになります。

また、この際、交通量や摩耗度だけではなくて、例えば児童や高齢者の利

用が多いかといった点ですとか、交通事故が発生する可能性が高く、交通規制や道路の状況を運転者に確実に認識させる必要が高い場所かといった点も確認をしております。

なお、警察といたしましては、県民の皆様からの要望に誠実に対応することとあわせて、老朽化した信号制御機の更新など、交通安全施設のインフラ老朽化といった点についてトータルに対処してまいりたいと考えております。交通安全施設の的確な維持管理に、今後とも十分しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 最近、高齢者の運転、そして、また、高齢者の交通事故が大変課題になっております。

うちの近所のおじいちゃんとおばあちゃんが伊勢志摩に車で出かけました。議員さん、伊勢は走りやすいわ、真っ黒な道に真っ白なラインがしゅーっと通っていますと、それで、停止線もすぐわかるということで、本当に、すねているわけじゃないですが、そう言われました。

標識だけではなく、高齢者は道をよく見るらしいですね。道幅、そして、横断歩道があれば歩行者が来るんだなという予知もできるし、「止まれ」と書いてあったらとまるということで、しっかりと交通安全施設を整備していただくように三重県全体でよろしくお願ひしたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。23番 津村 衛議員。

〔23番 津村 衛議員登壇・拍手〕

○23番（津村 衛） 尾鷲市・北牟婁郡選出、新政みえ所属、木津議員から御紹介をいただきました津村衛です。

議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきたいと思います。

11月12日と13日の2日間にわたり、紀北町で三重紀北シートゥーサミットが開催されました。

1日目は、紀北町東長島公民館において、知事も出席のもと開会式が行われた後に、環境シンポジウムを開催いたしました。NHKエンタープライズエグゼクティブ・プロデューサーの井上恭介氏に「人の営みとともにある自然」と題して基調講演をいただき、続いて、ネーチャーフォトグラファーの内山りゅう氏と、地元の交流空間みやまの田上至会長をパネリストに招き、「奇跡の透明度 清流『銚子川』の魅力」と題してトークセッションが行われました。

2日目は、城ノ浜海水浴場をスタートし、海をカヤックで11キロメートル、陸に上がり、自転車で22キロメートル、最後は、ゴールの便石山まで熊野古道を6キロメートル歩くという、熊野灘の大自然の魅力を全身で満喫できる環境スポーツイベントを実施しました。

パネルを御用意しましたので、御確認ください。（パネルを示す）左上は開会式の後のトークセッションの様子でございます。右上がカヤック、左下が自転車、そして、右下が熊野古道を歩くというルートの写真でございます。

大変大盛況であったというふうに伺っております。私自身も大変このシー

トウサミットには注目をしていたんですが、ちょうどその時期、11月の12日、13日とかは伊賀にいたことが多かったものですから、知事にもお越しいただいて本当に申しわけなかったんですが、私は出席をすることができませんでした。その状況だけお聞きしております。

このシートウサミットというのは、サミットとはついていますが、ポストサミットとかの関係ではございません。2009年から全国で行われている大会でありまして、アウトドアを楽しみながら自然について考えてほしい、自然体験を通じて里山の地域おこしに協力したいという理念のもとに、株式会社モンベルと各自治体が協力しながら開催する大会でございます。

今年は全国各地で九つの大会が実施され、三重県での開催は何と東海地方初の開催であり、全国九つの大会の中で最多の144組224名が参加されました。当初は先着100組の定員の予定でしたが、申し込みが殺到したために急遽1.5倍にまで定員を増やして対応されたそうです。参加者の最高年齢が77歳、最年少が9歳で、大きな事故やトラブルなく、大成功に閉会することができました。

この大会の主催は、紀北町関係者で組織する三重紀北S E A T O S U M M I T実行委員会、モンベルグループが運営を協力しての開催となっております。地元では、漁船による海上の安全管理や森林組合による歩くルートの整備など、多くの地元関係者の協力を得て開催されました。また、町なかを走る自転車ルートでは、町民の皆さんがたくさん沿道に出て声援を送ってくれたことが参加者にとってもすごくうれしかったというふうに伺っております。改めて、関係者の皆様に心から敬意を申し上げます。

さて、本年9月15日に、三重県が全国の自治体として初めて、株式会社モンベルと包括協定を結び、三重県の豊かな自然の魅力発信やエコツーリズムの促進による地域経済の活性化など、様々な分野で連携しながら三重の自然体験を盛り上げていくこととしています。また、これも都道府県としては初となりますが、モンベルが設定するフレンドエリアに県全域を登録し、自然などの魅力発信に取り組んでいただいていますし、全国各地のフレンドエリ

アやフレンドショップとモンベルの会員をつなぐモンベルクラブ・フレンドフェアへの出展も、積極的に県として行っていただいております。

このような状況を受け9月に、紀北町をはじめ三重県南部地域で、シーカヤックやトレッキングなどの自然体験を提供する方々が一堂に集まり、県担当者から三重まるごと自然体験構想の取組やモンベルとの協定などについて説明をいただき、県の熱意を知ることができ、大変有意義な意見交換をさせていただきました。今回のこのシートゥーサミット開催に当たってもこの方々が、企画、運営にも大いに協力いただいているというふうに聞いております。

このような自然体験を提供する活動団体の方々が生き生きと活躍することが、三重を自然体験の聖地にという三重まるごと自然体験構想の実現のためにも非常に重要と考えており、今後の県の積極的な取組について期待をしているところでございます。

まず、総括的にお聞きをいたしますが、大盛況で終えることができましたシートゥーサミット、また、先ほども申したように、フレンドフェア出展での成果を今後地域の活性化にどのように生かしていくのかお聞かせください。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） シートゥーサミットの総括、そして、そうしたものを地域活性化に今後どのように生かしていくかということについて御質問をいただきました。

シートゥーサミットは、単なるアウトドアスポーツのイベントではなく、議員からも御紹介がありましたように、水の流れをさかのぼりながら自然の循環に思いをめぐらせ、かけがえのない自然を考えることをコンセプトとして、カヤック、自転車、ハイクの人力によるアクティビティーを楽しみながら、海、いわゆるシーから、山、サミットを目指すイベントです。

先月12日と13日、2日間にわたって開催された三重紀北大会では、今年度全国で9回にわたって開催されてきたシートゥーサミットの最終を飾るもので、参加者はモンベル会員を中心に、今年度この大会の中では最高の224名、

中でも、北は山形県、新潟県、あるいは香川県の20県、それから、スイスからも御参加をいただいて、非常に多種多様な方に御参加をいただきました。

1日目については、御紹介がありましたように環境シンポジウム、パネルディスカッションで、大変、紀北の、特に銚子川等のPRができました。そして、2日目は11月と思えないような天候に恵まれて、ほぼ全員が無事に便石山の頂上に到達できるということになりました。

今回のシートゥーサミットは、県内企業などの協賛も得られましたし、紀北町をはじめ、観光協会、関係団体などの皆さんがスタッフとして大変活躍いただき、大きな混乱もなく成功裏に終わることができました。

大会参加者に行ったアンケートでは、天候に恵まれたこともあって、コースの設定、イベントの運営や雰囲気、沿道の住民からの熱心な応援など、全体的に高い評価が得られたほか、次年度以降の継続的な開催を望む声や、シートゥーサミット以外でも訪れたいというような意見も多数いただきました。

また、参加したメディアの編集者の皆さんからも、銚子川や熊野灘など、紀北町の海、山、川、里などの自然のすばらしさを評価する声がSNS等でリアルタイムで発信されたほか、今後、アウトドア関係の雑誌などでも紹介されることとなっているところであります。

このような評価をいただいたことから、今回、シートゥーサミットの開催では大きく二つの成果といたしまして、一つ目は、紀北町の自然のすばらしさに対する認知度や知名度の向上、二つ目として、集客、交流の拡大に向けた地域の受け入れ体制の構築が図られたものと考えています。

今後は、こうした成果などを大いに生かしながら、シートゥーサミット以外でも体験者に訪れていただけるよう、例えば様々な自然体験プログラムの開発、磨き上げや体験コースの整備、地域の食などの提供もあわせた地域の連携による周遊プログラムづくりとその発信などの促進に取り組む必要があると考えています。

さらに、今後、地域における体験者の拡大を図るためには、情報発信力の

非常に高いモンベルとの連携が重要と考えており、本年9月に県とモンベルの間で、アウトドア活動の促進を通じた地域の活性化などを目的に包括協定を締結したところでありまして、三重の豊かな自然の魅力発信などに向けて、しっかりと連携していきたいというふうに考えています。

特に、モンベルが抱えます約70万人のモンベルクラブ会員などを対象として開催しますモンベルクラブ・フレンドフェアについては、アウトドアスポーツに関心の高い会員が1万人を超えて来場をいただき、非常に発信効果のすぐれたイベントとなっています。平成28年度、横浜市と大阪市で開催されたフレンドフェアでは、県も市町や自然体験活動団体の皆さんと共同で出展し、シートゥーサミットをはじめまして、県内の自然体験の魅力について発信してきたところであります。引き続き、モンベルクラブ・フレンドフェアに出展し、県内で開催されるイベントや自然体験の魅力などについて発信していきたいと考えています。

今後は、三重まるごと自然体験ネットワークの交流会等において、シートゥーサミットの開催などの事例報告やワークショップの実施、意見交換会の開催等に取り組み、県内の自然体験活動の拡大や質的向上につなげていきたいというふうに考えています。三重を自然体験の聖地としていくため、引き続きモンベルなどと連携しながら、本県における自然体験の魅力を磨き上げ、発信してまいります。

以上でございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

シートゥーサミットの成果として、紀北町の認知度が上がったということと、集客、受け入れ体制の構築ができたということでお答えをいただきましたし、モンベルクラブ・フレンドフェアのことについても触れていただきました。

今回質問させていただきましたのは、私も部長がおっしゃられましたように、モンベルとの協定、本当に大変有意義なものだと思いますし、大変大き

なチャンスだというふうに思っておりますので、そういう視点からいろいろとまた要望もさせていただきたいと思えます。

シートゥーサミットなんですけど、やはりこれは、2日目もあったんですが、2日目の夜も地元泊まれた方もたくさんいらっしゃるというふうに伺っていますし、経済効果もかなりあったというふうに聞いています。地元のスーパーなどでは、おにぎりや総菜などが全て売り切れていたとか、あるいはいろんな飲食店にもカヤックを積んだような車がたくさんとまっていたというようなことも聞いていますので、やはり経済的な効果も非常に高かったのかなというふうに思えます。

また、フレンドフェアの話なんですけど、そこに出席された方々からの現場の声として聞かせていただいたんですが、県の職員が非常に頑張っていたというふうに高い評価を聞きました。ほかの県や市町も出ていたんですが、本当にブースの中に入って、ただパンフレットを並べてそこで待っているだけの状態だったのにもかかわらず、三重県職員はどんどん前に積極的に出て来場者に声をかけていたということで、本当に心強く感じたというふうに参加者の方からも高い評価をいただいておりますので、この場で紹介をさせていただきたいと思えます。

また、そのフレンドフェアなんですけど、他の自治体は先ほども言いましたようにパンフレットとかを並べているだけ、でも、三重県に関しては、例えば尾鷲ヒノキのかんなくずとかをたくさん置いてそこで体験するというを提供したそうなんです。すると、やっぱりほかのところには人は行かずに、体験、体感できるようなそういうブース、三重県にすごく人が集まってきたということもお聞きしております。今後、引き続き県の方々の積極的な取組と、できる限り、モンベルの会員というのは、ただ単にパンフレットを見たい人ばかりではなくて、自分自身が、自らが体験したいという人がたくさん来られますので、そういう意味においても、今回のフレンドフェアに参加したことをしっかりと次に生かしていただきたいなというふうに思っております。

三重県には、海と山と川、すばらしい状態で残っておりますし、その自然の中で、それをなりわいとして農家であったり漁業であったり林業家が生活している、そういう本物が根づいた、息づいたすばらしい県だというふうに僕は感じています。そんな本物が根づいているフィールドを活用して、県内外、国内外の方々に自然体験を行っていただくということは、今の求められる体験、体感型の旅のニーズにも非常に合っていると思いますし、今ある豊かな自然を生かしていくという三重県らしい取組かなというふうに感じております。先ほどのシートゥーサミットの効果でも言わせていただきましたが、やはり人が動けば物も金も動きますので、これからの地域活性化の大きな起爆剤になるということ間違いはないというふうに感じております。

しかしながら、豊かな自然だけであれば、全国にはたくさん、同じような県、同じような自治体はあります。そこに、先ほど吉仲農林水産部長もおっしゃれましたが、70万人弱を超える会員を有するモンベルと提携をしたというのは、本当に求めている会員の皆様に情報としてダイレクトに伝わることですので、効果というのは絶大であるというふうに思っております。

ですので、ぜひとも三重まるごと自然体験構想実現に向けて、モンベル及び自然体験を提供する方々との連携をより強固なものにしていただきたいと思いますというふうに思いますし、三重県はモンベルと協定を結んでいるわけですので、他県にはない取組というのをやっぱり期待いたします。

例えば、モンベルという会社は旅の提供だけがメインではありません。アウトドアの服であったり、アウトドア用品というものを開発して、その販売というのがもともとメインでもございますので、そこに対しても三重県としてしっかりとかわっていくというような取組が非常におもしろいのではないかなというふうに思いますし、三重県でつくられたウエアが売られているということになりますと、モンベル会員の皆様も三重県に対する関心度というのが非常に高まってくると思います。

さっきのシートゥーサミットの効果の中でも、シートゥーサミット以外のときでも訪れたいというふうにおっしゃっていただいた方もいらっしゃる

ということですので、そういうことも含めると、やはり三重県としてモンベルにしっかりとそういう面でも携わっていくべきではないかなというふうにも感じております。

また、フレンドエリアのほかにも、ジャパンエコトラックという、トレッキングやカヤック、自転車といった人力による移動手段でスローな旅をするという新しい旅のスタイルがございます。これは、全国で五つのエリアがジャパンエコトラックとして認定されていまして、旅行者が快適に安心して楽しめるような統一した標識の整備などを行いながら旅をサポートするものでございます。

今後は三重県としても、このジャパンエコトラックに向けても検討すべきではないかなというふうに思うんですが、先ほどのモンベルの商品開発への協力であったり、あるいはジャパンエコトラックの検討についても今後進めていただきたいと思うのですが、そのあたりの認識について伺いたします。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 議員御紹介のように、モンベルはアウトドア用品等をたくさん開発していまして、実際、既に農業用とか林業用のウエアも開発を手がけてみえます。協定の中には農林水産業の活性化に関することということでも協定がありまして、実はそういったフィールドを利用してできたウエアがモンベルで売られる、そのフィールドを提供したのが三重県の林業者であったり、農業者が実際に着用をしながら一緒に開発したということにつながれば、非常に我々としても、地元の農林水産業者も元気になりますし、また、まさに三重県のPRにもつながるということで、ぜひそういった働きかけもしていきたいと思っています。

2点目のジャパンエコトラックについてでございます。

議員から御紹介がありましたとおり、地域へ来られる、そしてそれを迎えるということ自体、活性化に向けての非常に大事な取組だと思っていまして、ジャパンエコトラックの地域として選ばれますと、モンベルのいろんな店舗でパンフレットを置いていっぱいPRができるということです。ただ、その

ためには、旅行者が迷わずに快適に旅をするために全国共通の、例えば看板でありますとか、デザインルートマップですとか、トイレとか、あるいは自転車で回るときのメンテナンス機器をどうするかとか、それを協力いただく自転車屋とかと、地元の皆さんとしっかり協力してまとめ上がって行って、地域が盛り上がってこういうものができると思っています。せっかくメンバーと協定を結びましたので、このシートゥーサミットを基盤にしながら、そういう方向に向けてもしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

[23番 津村 衛議員登壇]

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

ぜひとも、ウェアの開発も含めまして、あと、ジャパンエコトラックも含めましてまた前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

続きまして、人材育成についてちょっとお伺いをいたします。

三重まるごと自然体験構想では、その実現に向けた取組といたしまして、活動団体が生き生きと活動できる環境の整備、自然体験プログラムの開発、人材の育成、国内外に向けた情報発信、意識の啓発という五つの項目が挙げられています。中でも人材育成というのが私は大変重要であるというふうに思っています。自然体験活動のコーディネートであったりマネジメント、安全管理などができるインストラクター、ガイドなど、旅行者が安心して自然体験を行っていただくためには一番そこが重要なのではないかなというふうに考えています。特に、これからは海外からの体験型アウトドアの旅行者も増えることから、国内向けだけではなく対策をとっていかなければいけないというふうに思っています。

そんな中、日本山岳ガイド協会が先日11月14日に長野県白馬村にて代表者会議を行い、2020年の東京五輪までに登山ガイドを国家資格化するための協議を関係省庁と始めたとする報道がなされました。高度な知識や技術を持ったガイドを公的な基準で認定し、登山者の安全を確保するのが狙いだそうで、

近年の登山ブームや海外からの観光客の増加を見込んでの取組のようです。

その考え方は非常に理解はできるのですが、まだ仮定の話だとしても、もし登山ガイドが国家資格となった場合、当然ながら世界遺産熊野古道の語り部も含め、県内での自然体験や山登りを提供している方々への影響というのものではないかなというふうに思いますし、実際に、県内の関係者からは様々な不安の声が上がっております。

現在把握されている状況であったり、もし登山ガイドが国家資格となった場合、想定される県内への影響など、実際、県としての今のお考えをお示しください。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 日本山岳ガイド協会において現在検討が進められております登山ガイドの国家資格化に向けた動きについて御答弁をさせていただきます。

日本山岳ガイド協会では、1年を通して本格的な登山ルートガイドを行う山岳ガイド、それから、積雪のない時期の登山道のガイドを中心に行う登山ガイド、里山や高原の自然を解説する自然ガイドなど、経験や技術に応じた様々なガイド資格を設定しており、現在、全国で約1800名のガイドが登録されている状況です。

このような中、日本山岳ガイド協会では、増加する登山者の安全を確保するため、高度な知識や技術を持ったガイドを国の公的な基準により認定されるよう、これまで同協会が認定してきたガイド資格の国家資格化に向けた活動を本年11月に始めたところであります。

三重県では現在10名の方が、山岳ガイド及び登山ガイドに登録されていますが、県内には高度な登山技術を要する山が少ないこともありまして、このガイドの資格所有者の皆さんのほとんどは県外で活動しておられる状況です。

一方、県内では、議員からも御紹介がありました熊野古道の語り部など、日本山岳ガイド協会の資格によらず、自然の見所や歴史、文化の解説を行う方々が多く活躍されています。日本山岳ガイド協会が目指しています国家資

格化の内容によっては、現在県内で活動されているガイドの方々や、ガイドを利用して県内で登山を楽しまれる方々に影響が及ぶことも考えられます。

今後は、関係省庁への情報収集を行うなど、国家資格化に向けた検討状況について、しっかり動向などを注視してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

確かに、報道がなされたばかりですので、国としても法整備がどのように進むかというのはなかなか見通しが立たないような状況だというふうなお話も聞いておりますが、やはりそういう自然体験を提供しているような方々の話を伺いますと、2020年まであと4年しかありませんので、この4年間で法整備までというのはもしかすると難しいかもしれないけど、でも、遅かれ早かれそうなるというふうに見込んでいます。

ですので、やはり早急な対応というのが必要かなというふうに思っていますし、既に他県では、日本山岳ガイド協会と連携しながら、それぞれの地域にガイド協会というのも立ち上げて、山岳自然ガイドの育成をはじめ、遭難防止や環境保全など、持続可能なツアーの企画というのをしっかりとした資格を持ったガイドをもとにいろんなプランを立てたりというふうな動きになってきています。

当然のことながら、資格を有するガイドが旅をサポートするというのは、海外では普通に、もうスタンダードなツアーだというふうに聞いています。ただ、日本ではそういう流れは今のところはないですが、これからやはりそうなるであろうというふうに見ています。

実際に、お隣の奈良県でも奈良山岳自然ガイド協会というのを立ち上げておりますし、そこでガイドの育成などやツアーの企画なども行っているそうでございます。ですので、国家資格になったら慌てて、じゃ、資格を取らんあかんというふうになった場合、資格を取るにしても年に1回か2回のチャ

ンスしかないそうですし、それにかかなりの時間と費用がかかるというふうにも伺っております。ですので、やはり今後の流れをいち早くキャッチしていただいて、できる限り県内に関係するような方々に情報提供とさらなる連携の強化というのをよろしくお願ひしたいと思います。

モンベルに関してなんですが、先ほども言いましたように、これからしっかりとさらなる連携を持って、私も応援をしていきたいなというふうに思っておりますし、最近のモンベルが出した一番新しい雑誌なんですが、（資料を示す）ここにも知事との協定を結んだという写真と記事をしっかりと載せていただいておりますので、三重県としてもこのチャンスをしっかりと生かしていただきたいなというふうに思いますし、知事が非常にうんうんと言っていたので、一言コメントをいただければと思います。

○知事（鈴木英敬） 本当に、都道府県で初めて、ほかの自治体からも相当うちと包括協定を結んでほしいという話がモンベルにあったらしいんですけども、その中で一番最初に三重県を選んでいただいたということは、これまで先人の皆さんがしっかりと守ってきてくださった三重県の自然がすばらしいからであるというふうに思っております。ぜひその魅力の発信と、モンベルとの協定では、防災とか、あるいは環境保全意識とか、また、食とか、障がい者とか、そういうところも入っていますので、そういうところを、モンベルの力をかりて、広く県内の活性化につなげていきたいというふうに思います。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

確かに、自然が残っていたということと、やはりこれは知事の人脈も大きな要因だったというふうに思いますので、今後も引き続きお願ひをしたいと思います。

さて、大きな二つ目の質問に入らせていただきます。

宴会の多い時期になりました。宴会のときに私は、不思議に思うことや嫌な気持ちになることがたくさんございます。

乾杯の直前に人数分以上のビールを、一遍に栓を抜く、これもすごく嫌です。それも嫌ですし、乾杯後、すぐに席を立ってお酒をつぎに回るとというのが私は不思議でならない。料理人が一生懸命つくった料理を、温かいものは温かいうちに食べたいし、食べるのに最高な状態で運んで来てくれているわけですから、一番おいしいときに食べなければもったいないし、食材にも失礼ですし、調理してくれた人にもやっぱり申しわけないなというふうに私は常々感じています。料理が次々に運ばれてくるのに箸をつけず、料理がどんどん冷めていっておいしさが損なわれてきているのを見ても何にも思わないのかなど、正直不思議に思っていたりしました。

さらには、宴会での食べ残しが私は嫌ですし、仕方なく食べ残した料理を持ち帰ろうとしてもお店側からお断りをされて持ち帰れないというのも不思議に思っています。

とにかく、食べ物を粗末にするということが私は非常に嫌です。残すくらいなら意地でも食べようとしますし、それでこんなにすくすくと育ってしまったんですが、どうしても食べられそうになればお店にお願いして持ち帰りをさせていただいています。でも、そうでもしないと、持ち帰りしなかった、残った料理は、じゃ、どうなっていくのかと考えると、やはり今改めて、食の大切さというのはそういう面からも考えなければいけないのではないかというふうに感じています。

でも、そんなときに、我が会派の舟橋県議会議員の乾杯の挨拶がすてきだったんです。30・10運動を呼びかけてくれました。この30・10運動というのは長野県松本市が全国に先駆けて取り組んでいる運動なんですが、30・10、乾杯の後30分間、そして終了前の10分間は自席に着いて料理をちゃんと食べようと呼びかける運動でございます。

ちょっとフリップを見てください。（パネルを示す）これをつくるのに一晩かかりました。

日本国内における平成25年度の食品廃棄物量というのは約2800万トンでございます。2797万トンですが約2800万トンです。この食品廃棄物量約2800万

トンの内訳というのは、製造業、卸売業、小売業、外食産業などの食品関連事業者から出る事業系食品廃棄物が1927万トン、そして、各家庭から出る一般家庭系食品廃棄物が870万トンです。

事業系食品廃棄物の1927万トンのうち、規格外品、返品、売れ残り、食べ残しなど、食べられるにもかかわらず廃棄しているという量は330万トン。一般家庭系食品廃棄物870万トンのうち、食べ残し、過剰な除去、直接廃棄などの食べられるのにもかかわらず捨てているというのが302万トン、そして、この事業系食品廃棄物330万トンと一般家庭系食品廃棄物302万トン、合わせて632万トンが、食べられるにもかかわらず捨てられている食べ物、いわゆる食品ロスと言われているようでございます。

この632万トンという食品ロス、日本では1人当たり毎日茶わん1杯分の食べ物が捨てられているという計算になるそうです。この議場には大体約100人ぐらいの方がいらっしゃいますので、今日1日でもお茶わん100杯分食品が捨てられているという計算になります。

ちなみに、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食品援助量320万トンの倍近くの量を日本人が捨てているということになります。

この食品廃棄物量約2800万トンのうち、食品リサイクル法などにおいて、飼料や肥料、エネルギー化等再利用されていますが、1139万トンの食品廃棄物は焼却や埋立処理されています。当然ながら環境に多大な負荷がかかっています。

この問題に危機感と違和感を持ち、真っ先に取り組んだのが福井県でございます。

福井県では、家庭から出る可燃ごみに占める食品廃棄物の割合が約5割と非常に高いことから、平成18年度から生ごみ削減、食品ロス削減のために、全国に先駆けておいしいふくい食べきり運動を展開しています。

また、本年10月10日に、福井県が主となり全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会を設立し、食べ切り運動の趣旨に賛同する自治体とのネットワークを構築して、全国に食べ切り運動を推進しています。この協議会には、

三重県と、津市、四日市市、伊勢市を含む、全国44都道府県、219市町村が賛同し、会員となっています。

三重県においては、第3次三重県食育推進計画にも新たに食品ロス削減という記述もありますが、まずは、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会にも参加をしていますし、食品廃棄物の発生抑制という面において今後どのように進められるのかをお聞かせください。

〔渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆） 食品ロス削減についての取組という事で御質問をいただきました。

食品ロス、数値的な御紹介をしていただいたんですけども、なかなか実態を詳細につかむというのは難しいと考えておりますが、食品廃棄物という観点での御答弁を申し上げます。

県内の家庭系食品廃棄物につきましては、平成21年度、22年度に県内9市町を対象に実施しました調査では、可燃ごみに占める割合は約4割でございました。平成27年度の可燃ごみ量から推計しますと、県全体では約18万トンとなるということでございます。

一方、県内の事業系食品廃棄物につきましては、食品ロスの削減や食品廃棄物の有効利用を進めるということで、今年度、実態調査を実施しているところでございます。

食品ロス削減の取組に関しましては、食べ切り運動等によりまして、発生抑制、再使用、再生利用の3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として、先ほど御紹介いただきました全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が本年10月に設立されました。本協議会には、津市、四日市市、伊勢市とともに本県も参加しているところでございます。

この協議会では、忘年会、新年会シーズンに向けて、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施することとしております。本県も市町と連携し、県民の皆さんや、企業団体、飲食業組合等に協力を要請していくこととしております。

また、今月11日でございますが、メッセウイング・みえで開催しますみえ環境フェア2016では、食品の製造、販売にかかわる事業者の食品ロス削減の取組を促進するために、県内8社に御協力をいただき、規格外品でありますとか消費期限、賞味期限の近い食品を廉価で販売するもったいない市を開催するとともに、来場者に対しても食品ロス削減の意識醸成を図るための啓発を行うこととしております。

食品ロス削減に関しましては、伊勢志摩サミットに先立ち開催されましたG7富山環境大臣会合で採択されました富山物質循環フレームワーク、これにおきまして、我が国を含むG7が協力して、食品ロス、食品廃棄物の最小化及び有効かつ安全な利用に向けた取組を加速させることとされました。

このことを踏まえまして、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会における取組を進めますとともに、今後さらに食品関連事業者等と連携しまして、食品ロスの削減や、食品廃棄物の効果的かつ安全な再生利用に向けた取組を進めたいと考えております。

以上です。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加したのが10月だったですよね。10月にもかかわらず、そうやって前向きにいろいろと取組を行っていただいているのだなというふうに前向きに捉えさせていただいております。

先ほど紹介させていただきました福井県では、具体的な取組としては、例えば飲食店であったりホテルに対して、ハーフサイズであったり、小盛り、大盛りとか小盛りの小盛りなどの食べ残しが出ないような工夫をするメニューをつくってくださいというお願いをしたり、食べ残しが減るようにお客さんにも呼びかけてください、あるいはお持ち帰り用のパックを提供してくださいというふうな取組を各お店とかにもお願いしたりという取組も行っていきますし、例えば食品販売店には、もちろん今も三重県でもあるんですけ

ど、閉店間際であればちょっと割引してくださいねとか、そういった取組を福井県がしっかりと指導しながら、目に見える形でお願いをしているというふうな動きもございます。

それによって、福井県の福井市内で発生した家庭系可燃ごみの調査によりますと、可燃ごみ中の食品廃棄物の割合が5年間で7.8%減、そのうちの食べられるのにもかかわらず捨ててしまっている食品ロスの割合も2.2%減ったというような結果も残っております。

なかなか数字は難しいところもあるとは思いますが、やはり福井県のように、本当に目に見える形でこの運動を進めていただきたいというふうに思っています。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に加入したことによって、多分全国的に、こういうような同じようなチラシをもとに、(現物を示す)各お店とかに働きかけもしていただくのかなというふうには思いますが、これは全国統一したような書式ですので、やはり県としては、食育であったり、あるいは食べ物に対して本当に真剣に取り組もうとしていきますよというようなところを見せるためにも、やはり三重県独自のチラシであったり、これが店にあるから、お客さんが、あっ、これ、何やろうと見るような、興味を持つような、そういうふうな本当に実のある取組をしていただきたいと思っておりますので、そのことも含めてお願いをしたいと思っております。

ちょっと時間もないのであれなんですけど、私、以前も食育について質問させていただいたことがあります。やはり食べ物を大切にすることは私たちが生きていく上で大切なことであるというふうに感じておりますし、最近では、インバウンドとか、日本版DMOとか、ICTとか、レガシーとか、この前ですトリダンダンシーとか、いろんなそういう片仮名のたくさん新しい言葉が出てきて、ついていくのが必死なんですけど、そういう中でもふと、足元が本当におろそかになっていないかな、大事なことを忘れていないかなと不安になったりします。

ですので、三重県としても食をどんどんPRして売り出していくというの

は大事なことだと思んですが、やっぱり三重県民自体が食を知って、食を大切に、食に感謝するというのが根底になければいけないというふうに思います。

ですので、食を売り出すのと同時に県内の食育にもしっかりと力を注いでいただきたいというふうに思いますし、そのことが結果的には、単にごみの発生抑制だけではなくて、農業振興、漁業振興、あるいは地域振興にもつながっていくと思いますので、これから、まだまだ始まったばかりの運動であると思いますので、今後しっかりとした、県民に見える形での取組を期待しています。

知事、一言あったらまたお願いします。

○知事（鈴木英敬） 少しずつの日々の努力というのが大事なんですね。

今日、うちの息子は幼稚園で餅つき大会をやっているんですけども、前の日とかその1週間前から、幼稚園からの連絡で、今日はお餅つきをやるのでお弁当はいつもより少な目にしてきてくださいねという、それによってお弁当の食材とかが余らないようにするというような努力をしてもらおうと。

いろんな人が意識を持って、そういうちょっとした努力をちゃんとやっていくことが、今、議員がおっしゃったような食品ロス全体の削減につながっていくと思いますので、我々もそういう啓発活動もしっかり頑張っていきたいと思います。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

今後、三重県においてのいろんな宴会の場で30・10運動が少しでも広がることを心から期待申し上げます。

済みません。ちょっと時間がないものですから次に移らせていただきます。

平成25年12月の一般質問におきまして、違法操業船対策について質問をさせていただきました。簡単におさらいをさせていただきますが、そもそもこの違法操業対策を望む声は、地元尾鷲市や紀北町に限った話ではなくて、聞き取りを行った結果、県内各地の沿岸漁業者から上がっている声でございま

した。ルールを守って操業している漁師が苦しめられて、ルールを無視して乱獲し、荒稼ぎをするような漁業者がいるのであれば、水産県でもある三重県として決して看過することができないとの思いから、違法操業船の検挙や指導、取り締まりの実態や違法操業についての県の認識や対策について質問させていただき、違法操業の取り締まりをしっかりと行うためにも、まき網漁船にVMSシステム、これはGPSなどからの衛星情報を利用して漁船の位置を把握するシステムなんです、その設置を義務づけることを私は提案させていただきました。

当時の部長答弁を紹介させていただきますが、熊野灘の中型まき網漁業の操業に対しましては、一本釣りや定置網などの沿岸の漁業者から、操業区域や資源保護の観点でかねてより根強い批判の声があった。このため、平成23年度に三重県漁業協同組合連合会が事務局となっただき、東紀州地区の漁業のあり方検討会というもの設立され、沿岸漁業者とまき網漁業者との話し合いが行われるようになった。この検討会を今後も引き続き開催していくことが重要である。まき網連合会のほうでもVMSの自主導入等について意見交換を始めたというようなことも聞いており、これらの動きも見せていただきながら、県としてVMSの導入についても今後検討していきたいと御答弁をいただきましたので、私からは、設立された沿岸漁業者とまき網漁業者との話し合いの場である東紀州地区の漁業のあり方検討会、それには県もしっかりと間に入っただき、沿岸漁業者、そしてまき網漁業者の方々の双方の意見も聞きながら、同じ海で働く漁業者同士が信頼関係を結べるように指導していただきたいという要望をさせていただきました。

その結果、県がどのように検討、対策いただいたのか、フリップを用意しましたのでごらんください。（パネルを示す）

これは、各年度の成果レポートの中で、水産業の振興の中で関係する部分だけを抜粋したのですが、平成26年版成果レポートには、平成25年度の成果と残された課題として、沿岸漁業者とまき網業者の両者が出席した会議において、VMSの導入も含めた違法操業の抑制に係る話し合いが行われたと

いう記述であったり、平成26年度の取組方向としては、沿岸漁業者とまき網漁業者の信頼関係を構築していくため、両者による話し合いの場を年1回から3回に増やし、違法操業の抑制を図りますと、力強い前向きな記述をいただいております。

が、次の平成27年版成果レポートにはどのように記載されたかといいますと、違法操業の抑制や密漁者に対する監視、取り締まりの強化、漁業取締船の代船建造のための設計実施と記載のみで、だんだんと雲行きが怪しくなってきました。ボリューム自体もちょっと少なくなってきましたし、VMSのVの字も出てきません。年3回に増やした話し合いの場も、どうなったかの記述も消えてしまっております。

さらには、平成28年版におきましては、老朽化した取締船にかわる新たな取締船を1隻建造しました。今後も密漁監視パトロールなどの取り締まり活動により、漁業秩序の維持を図る必要があります。取締船が新しくなりましたということがメインで、もちろん先ほどのVMSの検討もまき網漁業者と沿岸漁業者の話し合いの場の記述もございませんし、それだけではなく違法操業という言葉すらなくなって、密漁監視パトロールという記述に変わっています。もちろん密漁の監視というのも大変重要なことなのですが、県が違法操業船対策からきれいにフェードアウトしているように私は感じてしまいます。

この問題は三重県だけの問題ではなくて、全国の海区漁業調整委員会の中でもそういうようないろんな意見が出ていますし、乱獲の防止、資源の適正な管理、資源の維持、回復などを図るためには、違法操業船対策を求めてVMSの設置を含めた様々な要望というのが実際に出されています。

以前私が質問をさせていただいてから、県としてVMSの設置についてどのように検討いただいたのか、その結果であったり、あるいは、先ほどのまき網漁業者と沿岸漁業者との話し合い、どのように行っていたのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 中型まき網漁業の違法操業対策についてということでお答えをいたします。

水産資源の利用を継続的に、持続的に行うためには違反操業を防止する必要があり、県では漁業取締船による取り締まりに努めるとともに、中型まき網漁業者が出席する会議の場において法令遵守をしっかりと指導させていただいています。

また、平成29年3月でございますが、中型まき網漁業許可の更新を予定しております、その際には、区域違反による操業の防止や操業時の安全確保に役立ち、漁船位置の把握ができるA I S、前はVMSとしておりましたが、A I Sは非常に安価であり、運用についても安価で利用できるということで、このA I Sの設置を漁船に義務づけること、あるいは、違反操業に対する行政処分の強化、いわゆる停泊日数の引き上げを行うことを検討しています。

そして、今御紹介がありました東紀州地域では以前より、中型まき網漁業者による違反操業や多量な水揚げなどが魚価の低迷を引き起こしているとして、沿岸漁業者が不満を募らせております。中型まき網漁業と沿岸漁業との調整が求められております。このため、平成24年度から三重県漁連が事務局となって、中型まき網漁業者と沿岸漁業者の代表者らが共存共栄に向けて意見交換を行う東紀州地区の漁業のあり方を考える会が開催されています。この会は、年3回とはいきませんが、年1回のペースではありますが、直近の平成28年3月に開催された会合では、中型まき網漁船へのA I Sの導入等について意見交換が行われるなど、お互いの信頼関係の構築に向けた貴重な話し合いが行われたというふうに考えています。

県としては引き続き、漁業取締船による取り締まりやA I Sの義務づけ等により違反操業の撲滅に努めるとともに、中型まき網漁業者と沿岸漁業者の信頼関係の構築を促進しながら、共存共栄できる漁業環境づくりに取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

[23番 津村 衛議員登壇]

○23番（津村 衛） 今回の漁業のこの問題の質問の冒頭に、県は何もしてくれていないんじゃないかというような指摘をさせていただきましたが、謝罪します。そこまで真剣に取り組んでいただいていたのであれば本当に私としても心強いですし、言い続けてみるものだなというふうに改めて感心をさせていただきました。

先ほどの話からは、来年3月に中型まき網漁業許可の更新時期が来るということで、そのときにA I Sの設置を義務づけるということと、罰則も強化するというのだというふうにとりました。先ほど御紹介もいただきましたが、確かにVMS装置というのは非常に値段的にも高額ですし、A I Sのほうが比較的安価でもありますし、A I Sは国のほうの、水産庁であったり総務省であったり国土交通省からも、いろんな支援、補助もあるというふうな話も伺っておりますので、確かにA I Sは違法操業船対策というよりは安全管理のためではありますが、それをつけることによって漁船がどこにいるのかということがすぐにわかるということですので、これは大きな取組の一步、解決に向けた一步だなというふうに思います。本当に心からお礼申し上げたいというふうに思います。

ただ、義務づけてくれたのはすごくうれしいなというふうに思うんですが、一つ問題になってくるのが、例えばA I Sを設置するのを義務づけてそれぞれの船にA I Sをつけたとしても、例えばまき網船団というのは1隻の船でまき網をするわけではございませんので、例えば網船であったり灯船、運搬船であったり、あと探査船とか、大体1船団が五、六隻あると思うんです。船団の中の五、六隻全てにA I Sを設置する方向で取り組んでいただくのか、あと、設置はしたけど、ちょうどそのときだけ、スイッチ、切れておったのさ、スイッチ、入っていなかったというようなことがないように、しっかりとそこまで指導していただけるのかどうか、そのあたりも含めてちょっとお答えいただきたいと思います。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 船団については大体四、五隻から六隻で組んで

いますので、全てのものにつけるのか代表のものにつけるのかというのは、これはやはり漁業者としっかり議論して進めていきたいというふうに思います。

また、せっかくつけたのがスイッチを入れていないというのは、これはやはり安全のためにもつけていただくということをしっかり理解していただきながら、つけた以上は常時スイッチを入れるということについてはしっかり漁業者にもあわせて説明して運用できるように考えていきたいと思っています。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

やはり県としても現場の声にしっかりと向き合っていたいただいたんだというふうに非常に評価をさせていただきたいというふうに思います。これをつけたからといって漁業が抱える問題や課題が全て解決できるというものではないとは思いますが。今の現状を見ても、資源の減少であったり、魚価の低迷、養殖飼料の高騰であったり、担い手の育成、あとは抜本的な資源管理の取組とかも含めて、まだまだ取り組まなければいけない、県としてやらなければいけない課題もたくさんあるかと思いますが、まずはやはり水産県として、これまで以上に現場に寄り添うような取組を心から御期待申し上げてこの質問は終わらせていただきたいと思います。

済みません。時間がほとんどないものですから、伊勢志摩国立公園指定70周年を迎えてということで質問をさせていただいたんですが、この問題も、最初にちょっとお話しさせてもらったように、11月に比較的伊賀にお邪魔する機会が多かったものですから、伊賀の方からいろんな話を聞いていますと、やっぱり伊賀とか名張においてナラ枯れの被害が非常に深刻になってきているというような話を聞かせていただきました。

ただ、このナラ枯れの被害というのは、その原因はカシノナガキクイムシであります。カシノナガキクイムシにつきましては、我が会派の藤田宜三議員がこれまでも何度か取り上げていただいております。カシノナガキクイム

シの被害は、今は伊賀地域で非常に大きな問題となっておりますが、これは、藤田宜三議員も言われましたように、伊勢、志摩、鳥羽、あのあたりでも非常に被害が広がってきています。

ですので、この問題につきましてもしっかりと県として取り組んで、研究して対策を練らなければ、伊勢志摩国立公園指定70周年を迎えましたが、今後80周年、90周年、100周年を迎えるに当たって、今やっぱりやっておかなければ、自然環境も景観も含めて、あとは、目に見える枯れたりということがなかなかない常緑性の木ですので、なかなか見た目にはわからないんですけど、それがもし中身が腐って枯れていていつ倒れるかわからない、倒木によって地元の人であったり、あるいは外国からの、あるいはいろんなところからの観光客にけがや事故が起こってはだめだと思いますので、そのあたりも含めてしっかりと対策をいただきたいのですが、一言、もしよければ答弁をお願いします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） ナラ枯れについてです。

議員御指摘のように、やはり今までの先人が守ってこられた伊勢志摩国立公園、今年指定70周年を迎え、将来にわたって私たちは引き継いでいく必要があります。そこにまた皆さんに来ていただくということで、ナラ枯れによって、特にウバメガシ等については、直接には枯れたのが見えにくいんですけども、中が腐って倒れるとかいう危険もあります。あるいは松もあります。そういったことで、しっかり調査をしながら、関係市町、地元と連携をしながら適切に対応していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（日沖正信） 28番 村林 聡議員。

〔28番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○28番（村林 聡） 度会郡選出、自民党会派の村林聡です。本日の名字しり
とりのしがりになります。よろしくお願ひします。

早速、通告に従ひまして質問に入らせていただきます。

まず、大きな1番、地方創生、とりわけ社会減対策について、そして、
（1）ということで、来年度に向けての考え方というふうに置かせていただ
きました。

地方創生の取組は非常に重要であります。これまで、人口流出、人口の社
会減対策こそが問題の本質であるということをお訴えてきました。ありがたい
ことに一定の御理解をくださり、施策を進めてきていただいております。

まず、来年度に向けて、地方創生についての考え方を知事のほうからお示
しいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 地方創生の推進について、来年度に向けての考え方とい
うことで答弁させていただきます。

地方創生の推進につきましては、平成27年10月に三重県まち・ひと・しごと
創生総合戦略を策定し、自然減対策と社会減対策を両輪として、市町とも
緊密に連携協力しながら取り組んでいるところであります。

平成27年度の数値目標の達成状況については、自然減対策の目標である合
計特殊出生率が一定改善したものの、社会減対策の目標である転出超過数が
増加しました。

平成28年度は地方創生を本格展開することとし、子どもスマイルプランに
基づき、切れ目のない少子化対策の取組を継続、強化するとともに、高等教
育機関の魅力向上をはじめとする若者の県内定着の促進や、成長産業の育成
など、働く場の創出等に取り組んでいます。

また、移住の促進について体制を充実し、ええとこやんか三重移住相談セ
ンターに加え、新たに関西圏、中京圏においても相談デスクを設け、移住相
談を実施しているところであります。4月から10月までの相談件数の累計が

615件と、昨年度を上回るペースで推移しており、今後の移住者数の増加につながるものと考えております。

平成29年度は、数値目標の達成状況や現在の取組の進捗状況を踏まえ、取組を加速させていきますが、ポストサミットを地方創生につなげる、そういう観点から、地方創生の実現につながる戦略性、有効性の高い取組を平成29年度の重点取組と位置づけ、集中的に進めます。

現在、当初予算の議論を進めているところでありますが、食の産業振興やインバウンドの拡大などの分野を中心に重点化を図っていきたいと考えています。

こうした取組を進める上で、県だけでなく、地域の様々な主体が連携協力しながら地域の課題解決に向けて一丸となって取り組む必要があります、県民の皆さんと協創の取組を進めているところであります。

先日開催いたしました伊勢志摩サミットを契機とした県民活躍シンポジウムでは、参画いただいた県民の皆さんから、今回のサミットでもたらされたきっかけ、つながり、モチベーションアップがレガシーであるとの御発言をいただきました。まさに、県民の皆さんに積極的に行動していただき、変化を生み出していただくチャンスが到来したと、改めて実感したところであります。地方創生の実現に向けて、県民の皆さんがこれを契機に地域で活躍していただけるよう、さらに協創の取組を推進してまいります。

サミットの成果も踏まえて年度内に総合戦略を改訂し、地方創生の取組を着実に推進することで、目指す姿である希望がかない、選ばれる三重の実現に向けてしっかりと道筋をつけていきたいと考えております。

〔28番 村林 聡議員登壇〕

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

来年度は取組をしっかりと加速していく、そして、また、重点化、集中して取り組んでいく、そして、年度内に総合戦略を改訂し、道筋をつけていくと、そのような御決意をいただけたものと思います。

ぜひこれから続けて議論していく内容も踏まえて取り組んでいただ

きたいと思いますので、よろしく申し上げます。

では、本格的に議論というか、私からいろいろ申し上げる前に、続けて、先ほども一部御答弁にもありましたけれども、平成27年のデータを見ますと、三重県全体で4000人を超える社会減があった、転出超過があったということですが、その要因についてはどのように分析されておられるのか、戦略企画部長の御所見をお伺いします。

御答弁をよろしく申し上げます。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 平成27年の人口の社会減の要因についてお答えをいたします。

住民基本台帳人口移動報告で本県におけます人口の社会増減について見ますと、近年、転出超過の状態が続いております。三重県人口ビジョン及び三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略で現状値といたしました平成25年と26年の転出超過数の平均は約3000人でございましたけれども、平成27年は転出超過が一層進み、御指摘のように4000人を超えます4218人の転出超過数ということになっております。

この社会減の要因についてですが、まず、年齢階級別に見ますと15歳から29歳までの転出超過が約3300人と多くを占めており、また、全国の地域ブロック別に見ますと、中部圏、東京圏、あるいは関西圏に対する転出超過が多くなっています。

学校基本調査によりますと、県内の高等学校を卒業し大学に進学する者のうち約8割が県外の大学に進学しておりまして、また、私ども戦略企画部で調査したところによりますと、県内の大学等高等教育機関の卒業者のうち約5割が県外に就職しています。

こうした状況から、平成27年の人口の社会減の要因につきましては、近年におきます社会減の要因と同様に、就職や大学等への進学に伴う若者の流出が背景にあり、その傾向が一層強まっているものと考えているところでございます。

先日28日に、東京への一極集中がむしろ加速しているのではないかという危機意識のもとに、全国知事会の地方創生に資する人材育成・確保等に関する緊急決議が行われ、総理への申し入れが行われました。こういった全国的な状況も踏まえつつ、今後引き続き、住民基本台帳のデータによりまして本県におけます転出入者の経年変化を継続的に把握いたしますとともに、来年の1月以降に公表が予定されております国勢調査の移動人口集計等のデータも活用いたしまして、さらなる分析を深める必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

[28番 村林 聡議員登壇]

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

15歳から29歳の転出が非常に多くなっていて、大学進学や就職というようなタイミングで流出するのではないかと、また、国勢調査も今後活用していくというような御答弁をいただけたかと思います。

今、知事と戦略企画部長から御答弁をいただきまして、いろいろ聞かせていただいたわけなんですけれども、私のほうから少し考えるところを述べたいと思いますので、どうかお聞き取りをいただきたいと思います。

私は、人口が流出するのには構造的な問題があると思うんです。戦略企画部には、単に各部の施策を束ねて進捗管理をするだけでなく、こうした構造にメスを入れるという意気で構造に立ち向かっていっていただきたいのです。

私の考える構造とはどういうことか説明します。

施策251南部地域の活性化において、活動指標に、南部地域において将来的に戻りたいと考えている高校生の割合というのを置いてくださっています。そして、本年度の目標値を65%として、それを段階的に引き上げていこうという指標です。話をわかりやすくするために、仮に、住み続けたいと思う高校生が3人に2人いたとしましょう。しかし、私の住む南部地域の現実、3人の子どもが生まれると大体1人しか残らないという、そういう状態です。ということは、この二つのデータを差し引きしますと、3人のうちの1人は、

本当は残りたいのに残れないという何らかの原因があるということになります。

私は以前より、住み続けたいと思う人が住み続けられない悲劇、これこそが解決すべき本質的な課題であると訴えてきているところですが、この残れない何らかの原因というのが私の言う構造なのです。

この構造は、南部地域で顕著にはなっていますが、実は南だけでなく、東西南北、三重県中の昔からある既存の集落には存在しているのではないかと、私はそのようににらんでいます。見かけ上、人口が減っていない、あるいは増えている市や町であっても、昔からある集落の多くで後継者の問題や高齢化に悩んではいませんか。それは、つまり人口流出の構造がその集落にはあるということです。

ということは、市や町の単位、あるいは県全体の見かけ上の人口の増減だけに注目して対策しているのでは、本質的な、根本的な解決にはならないということです。

そうしますと、なぜ地方創生をしなければならないのか、守るべき価値とは何なのかということが見えてきます。それは、昔からある既存の集落の伝統や文化、そして営みそのもの、また、その営みが紡がれることで、国土の保全、そういったものにつながっていく、そうしたものこそが守るべき価値なのだとは私は考えるのです。

本日も、ほかの議員の午前中からのいろいろな質問の中でお祭りであるとかいろいろなお話がありましたけれども、そうしたところにもつながるのではないかと感じております。

先ほどの知事の御答弁で、今後、総合戦略の改訂を考えて行ったださるということですので、ぜひともこうしたことも書き込んでいただきたいと思います。こうした構造に立ち向かうというところまで行っていただかないと、これまで置いていただいた人口ビジョンなどの様々な指標も達成できないのではないのかなと、そんなように感じております。

また、以前から提案しております半農半Xというものがありますけれども、

これについても構造改善の一助になるのではないかなと考えておりますので、引き続き研究、検討をよろしくお願いいたします。

では、この大きな1番の項を閉じさせていただきまして、大きな2番、林業振興についてと置かせていただいております。

(1) ということで、森林境界の明確化と、このように置かせていただきました。

地籍調査についてなんですけれども、三重県は全国でワースト2位などと聞きます。大体三重県は、全体で9%、山に限っては4%というような大変低い進捗状況にあるということは皆さん御承知のとおりです。

日本の近代化に先駆けて伊能忠敬が日本地図をつくったわけですが、平成の現代においても近代的な所有関係については日本地図に書き込まれていない状況だと、私はそのような状況だと見ています。三重県は全国の中でも特にそういう状況だということになってしまうんだと思います。

ぜひ地籍調査もしっかりと進めていただきたいんですけれども、特に今回、山においては公図混乱の地域が非常に多くて、せめてどこからどこまで誰が持ち主かという森林境界だけでも急いで確定させる必要があります。

予算が厳しい折ですけれども、今やらないと、高齢化が進んでいることもあり、どんどん山のことがわかる人が減っていて、これを10年後にやろうとすると、今やるよりもより困難でより大きな財政負担となることが予想されます。

そこでお伺いします。県においてはこの森林境界の明確化を、全体像を把握した上で期間と目標を定めて進めるべきと考えますが、御所見はいかがでしょうか。

御答弁をよろしくお願いいたします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 森林境界の明確化についてお答えいたします。

議員から御紹介がありましたように、長引く木材価格の低迷などによって森林所有者の森林への関心は低下しており、また、森林所有者の高齢化や相

続による世代交代等が進む中、自らの森林の所在や境界がわからない森林所有者等が増加しており、森林を保全管理する上で大きな課題となっています。このような状況の中、平成21年度から28年度までに、国の森林整備加速化・林業再生基金等を活用しまして、森林組合などの林業事業者が間伐等の施業とあわせて行う境界明確化の取組、約9000ヘクタールでございますが、これらの実施を支援してまいりました。また、森林組合などが森林施業の前段階となる森林経営計画の作成の際に行う森林情報の収集や、境界確認等を森林整備地域活動支援交付金を活用して支援してまいりました。実績といたしまして、平成24年度から27年度まで、1444ヘクタールを支援してまいりました。

一方、国の動きでございますが、本年5月の森林法の改正により、効率的に施業の集約化等を促進するため、平成31年4月までに、市町が地域森林計画の対象となっている森林について林地台帳を整備することが制度化されました。林地台帳の整備によって森林による境界の明確化につながることから、現在県では、林地台帳の整備が適正に進みますよう、法務局が有しております森林の登記情報などの収集、整理をし、市町の皆さんが使えるような形にして提供していく、このようなことに取り組んでいるところであります。

今後は、林地台帳の整備の促進とあわせ、持続的な林業経営活動を展開する森林などを優先して計画的な森林整備が進むよう、市町や森林組合等と連携を図りながら森林境界の明確化に取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔28番 村林 聡議員登壇〕

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

御答弁によりますと、国の基金事業でありますとか交付金なども利用しながら、いろいろな山の事業をするときに関連して森林境界を明らかにしている。国の動きとして、5月に森林法が改正されて、3年間の間に林地台帳を整備しなければいけないので、法務局の登記簿を整理する形で市町を支援していると、そういう御答弁でしたよね。今後、計画的になるよう

な森林境界の明確化に努めていくというようなお話でした。

ただ、少し私の質問した中でいいますと、全体像を把握した上で期間と目標を定めて進めるべきと考えますがいかがでしょうかと聞かせていただきましたので、もう少し再質問させていただいて、全体像の把握とその期間や目標を定めるということについてどう考えるかというところをもう一度確認させてはもらえないでしょうか。

御答弁をよろしく申し上げます。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 全体像についてですが、計画的なことについては、今ちょうど国の動きが平成31年4月までというような目的がありますので、そういったものに沿って、現場にとっても大変な作業になってまいります。したがって、しっかり丁寧に説明しながらどういうフォローができるかというのを一緒になって取り組んでいきたいというふうに考えています。一つの目標として、国が定めますこの計画に沿ってやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

〔28番 村林 聡議員登壇〕

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

やや少しわからないところはあるんですけども、今、そうすると、三重県全体として境界線が明確になっていない森林というのがどれぐらいあるということは把握されておるのでしょうか。恐らく今の御答弁だと把握されていないのではないのかと思うんですけども、把握されていないことであれば、ぜひ国のほうの台帳をつくっていくときに、逆にわかる範囲でつくっていくわけですから、わからない部分というのもだんだん明確になっていくと思うんですね。まず国のほうの事業からしっかりやるという御答弁だったかと思うんですけども、その後、そうしたわからない部分が明確になってきた中で、今後、かなり長期的な話になりますけれども、3年済んだ後なので、その後、ぜひ期間と目標を定めて進めていっていただきたいと思うんですけども、どうですか。答えられますかね。

御決意だけでも少しいただければと思います。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 済みません、今、全体像について把握しておるかどうかが、ちょっと手持ちがありませんので。ただ、非常に不明確になっている状況については意識をしております。ただ、いろんな、例えば、これは林業施策としての部分だけで議論してもこうですし、公益的機能、保全、いろんな面での森林についてもこういうことは必要ですので、山全体について、三重県全体について明確化できますよう、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

[28番 村林 聡議員登壇]

○28番（村林 聡） 今後しっかりと取り組んでいきたいという御決意をいただきましたので、今後もぜひ議論をさせていただきたいと思ひますし、しっかり取り組んでいただきますように要望いたします。

少し提案があるんですけども、森林組合の職員と少しお話をしたときに、森林境界を確定しに行くときに、ごく簡易な資格なんかがあると取り組みやすいんだけどなということをおっしゃっていました。簡単な森林境界相談員とか森林境界アドバイザーみたいな資格があると、私はちゃんと、そういうこと、あれなんですよという感じで、信用が少し出て立ち会いなんかもスムーズにいくのではないかというようなことを聞きました。また、まだまだお元気な森林所有者の方もたくさんおみえですので、そうした森林所有者の方が境界を明確化していこうという機運を高めるために、何か簡単な表彰制度とか、そういうようなものもつくっていったらどうでしょうかというようなお話も聞きましたので、例えばの事例としてまた御検討いただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

では、続きまして、（２）ということで、林業振興についての中の森林環境教育についてという項目に移ります。

先日、森林・林業・林産業活性化促進三重県議会議員連盟という、西場議

員が会長なんですけれども、そちらの議員連盟で、吉田本家さんが御講演してくださって、この森林環境教育について勉強させてもらったところです。

子どもたちが緑の循環について正しい理解を持ち、貴重な森林資源を適正な価格で使う大人へと育つということが非常に重要です。そのためには出前講座のような形で学校の授業の中に取り入れていただくことが有効と考えますが、現在の取組も含めて御所見をお伺いします。

御答弁をよろしくお願いします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 森林環境教育、木育についての御答弁をさせていただきます。

県では、平成17年10月に制定いたしました三重の森林づくり条例に基づく三重の森林づくり基本計画において、森林文化及び森林環境教育の振興を基本方針の一つに掲げ、各種団体やボランティアと連携し、森林に関するセミナー、間伐など林業体験学習の活動支援などを通して、県民の皆さんの森林に対する理解の促進に努めているところであります。

また、こうした森林環境教育の講師として協力いただける方を森のせんせいとして登録する制度を設け、林業家をはじめ、LEAFという取組がありますが、この指導者、樹木医、森林インストラクターなど、幅広い分野の皆さんに御登録をいただきまして、講師として活躍いただいています。

さらに、平成26年4月に導入いたしましたみえ森と緑の県民税を活用し、県民全体で森林を支える社会づくりの実現に向け、市町においては、植樹や木工等の体験、学校林等における間伐や枝打ち体験、森林体験学習など、地域の森林を活用した森林環境教育を進めているところであります。

県においても、森林の働きや森林資源の循環利用等を子どもたちにわかりやすく伝えるため、小学5年生の社会科教科書に対応した副読本『三重の森林とわたしたちの暮らし』を作成し、県内の全ての小学校へ配付しています。県内約200校の社会科授業で活用され、多くの児童の皆さんが積極的に学習に参加ができたとか森林保全の意識が向上したということで、先生方から高

い評価をいただいているところであります。

一方、昨年度から、幼少期から木に触れ親しんでもらうということが大切と考えておまして、新たに木育にも取組を始めています。特に、県内の木材関係事業者などと連携しながら、県産材を使用して開発したキッズスペースと木のおもちゃ、いわゆる木でつくったボールプールとかジャングルジムなどですが、これらをパッケージングにして木製玩具として、子どもたちが集まる様々な場所を訪れて設置する、ミエトイ・キャラバンと名づけた木育活動を展開しており、子どもたちからは、木のいい香りがする、あるいは木工体験ができて楽しいなどの感想をいただいています。

また、本年4月からは、森林環境教育、木育などをサポートする拠点として、みえ森づくりサポートセンターを三重県林業研究所内に開設し、森林環境教育、木育活動のコーディネート、指導者の紹介であったり出前授業などに取り組んでいるところであります。

将来を担う子どもたちが、木材や木製品とのふれあいを通して木への親しみや木の文化への理解を深め、そのよさを伝えられる大人に成長していくことを願って、引き続き、市町や企業、関係団体などの皆さんと十分連携しながら、森林環境教育、木育の輪を県内全域に広げていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔28番 村林 聡議員登壇〕

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

非常に様々な取り組んでいただいておりますということがよくわかりました。ぜひ、森のせんせいとかLEAFという言葉も出ましたけれども、学校の授業の中でやるということのをこれからも進めていっていただきたいと思います。

少しまた私の話を聞いてほしいんですけども、本物の価値をきちんと見きわめて、そこに適正な対価を払える賢い消費者になってもらうということがすごく大事だと思うんですね。

この間、森林組合でお話を聞いたときには、例えば一番いい部分のA材が

売れない、認めてもらえないということだと、経費をできるだけ抑えて並材をつくるということになってしまう、そうすると山づくり自体がおざなりになってしまうんだよなという話を聞きました。

この話を聞いたときに今のことを思いましたし、ということは、このことは林業だけでなく農林水産業全てに言えるんじゃないかなとも思いました。以前、お茶の農家の話を聞いたときにも、一番茶という一番いい部分が売れない、ペットボトルとか、そういう二番茶以降のお茶しか売れない、そういうものしかなかなか認めてもらえないというようなお話を聞いたりします。それは恐らく、本物の価値をきちんと見きわめて、そこに適正な対価を払ってもらえないということだと、農林水産業のいろいろな部分でしんどいのではないかと思います。

これは、さらに考えると、ひょっとすると農林水産業だけじゃなくて、地域経済にも言えるんじゃないのかとも思いました。例えばですけれども、地域の中に電気屋があったりしますよね。こういう地域の電気屋というのは量販店なんかと比べると少し高いわけなんですけれども、少し高いということで買うのをやめればこの電気屋はなくなってしまうんです。少し高いけれどもこの電気屋が集落の中にあっただほうがいいのかどうかという、こうしたことまで理解して、日々の買い物の一つ一つで正しい選択、本当の意味での賢い買い物のできる人々が増えることが、地域に人々が住み続けるためには重要になるんだろうなと、そのように思います。

今、林業の森林環境教育の話から入りましたけれども、ぜひ最終的にはこうしたところまで取り組んでいていただきたいなと思うところです。

私、今、教育警察常任委員会の委員長ですのであれですけれども、ぜひこういうようなところまで、本当は子どもも学ぶ機会があるといいのになというように感じました。かなり長期的で大きな話になりますが、ぜひいろいろな場面で念頭に置いて取り組んでいただければと、よろしく願います。

この大きな2番の林業振興についての項を閉じるに当たりまして、みえ森

と緑の県民税の使途見直しについても要望させていただきます。

柔軟に使えるようにしてほしいという声が多いです。例えば、災害に強い森づくりということで、谷に手を入れるときに一律何メートルまでしかだめですよみたいな基準があって、現実的には土地というのは、一筆というのは一律何メートルにはなっていないので、一筆に合わせてやりたいとか、あるいは尾根までしたいとか、そういう声であるとか、そもそも既存の事業に使えないというけれども、非常に既存の事業が少なくなっている中で厳しいよねというような声なんかはよく聞きます。

もう一つ特徴的な声を聞きましたので御紹介したいと思います。それは、既設の林道の部分改良なんかに使えるといいねというお話でした。既設の昔からある林道というのは、一番使う重要な林道だから早くできたんですよ。しかし、昔にできたので規格が古くて、狭くて使いづらい。こうした昔からある林道を時代に合わせた規格に部分改良するようなことに使えたら、多くのお金をかけなくても効果が非常に大きいと、少ない予算で効果抜群なのになどというような声なんかも聞いてきました。ぜひ柔軟に使えるように見直しをよろしくお願ひしたいと思います。御参考までに紹介させていただきました。

では、次の項目へ移りたいと思います。

大きな3番、畜産振興における課題についてというように置かせていただきました。

私の地元で大紀町七保という地域があります。畜産が盛んで、中山間地域なんですけれども、耕畜連携、耕作と畜産が連携して互いに支え合うという地域で、何とか互いに支え合って頑張っているんだというお話を聞いております。ここは、七保牛という、松阪牛の中でもよいものを産出している地域です。

しかし、いよいよ来年くらいが、牛を飼っていけるか、畜産を続けていけるかの瀬戸際で、このままでは売れば売るほど赤字になりかねないという声を聞きました。それはなぜかといいますと、肥育用の子牛の値段が上がって

いるからです。これまで平均50万円台だった子牛が、平均80万円台、90万円台くらいになってきているということです。この理由というのは、宮崎県の口蹄疫でありますとか福島県の震災の影響などで繁殖用の親牛自体が足りなくなってきていて、全国的に子牛の不足が起きているからだそうです。

そこで、三重県として子牛の不足に対応して、子牛の値段を安定させることで安心して畜産を続けていけるようにしてほしいと考えますが、御所見はいかがでしょうか。

御答弁をよろしく申し上げます。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 特に松阪牛、伊賀牛等の肥育用子牛の確保対策、どういうふうにしていくかということについてお答えさせていただきます。

松阪牛や伊賀牛などのブランド牛を生産する肥育農家は、肥育用子牛の、今も議員から御紹介がありましたように、約9割を県外から購入しています。近年、全国的な繁殖用の雌牛の減少等に伴い子牛の生産頭数が減少するとともに子牛の価格が高騰し、確保が厳しくなっています。

こうした中、肥育用子牛を安定的に確保していくためには、県内での子牛生産を拡大するとともに、肥育農家に安定的に供給していく体制を構築することが重要であると考えています。

このため、昨年5月に、県内の子牛生産農家や肥育農家、それから関係団体等を中心に発足しました三重県和牛繁殖協議会に県もオブザーバーとして参加しまして、県内での子牛の生産流通システムの検討、肥育農家への繁殖用雌牛導入による繁殖肥育一貫経営モデルの構築、さらには、受胎率の向上や出産時の事故率低下のためのICT等を活用した新技術の導入などに対して、助言、情報提供を行ってきています。

また、肥育農家での子牛生産を促進していくために、新たに繁殖用雌牛を導入する際の初期費用の軽減を目的に国の制度がございしますが、この国の制度を活用できないような繁殖用雌牛が10頭未満の農家を対象としまして、県単独の助成制度を平成28年度に創設いたしました。

さらに、受精卵移植技術による乳牛を活用した酪農家での和牛の子牛生産を拡大するため、受精卵の作製技術の向上、あるいは受精卵の移植技術者の養成、酪農家に対する子牛育成技術の普及などについて、三重県畜産研究所を中心に取組を行っているところです。

今後とも、畜産農家や関係団体、関係市町と連携しながら県内産の肥育用子牛の生産を拡大していくことにより、県内での子牛の安定的な確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔28番 村林 聡議員登壇〕

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

各種取組を非常にいろいろやったださっているということがわかりました。特に、繁殖用雌牛を導入する時、県単独の助成制度をつくって県単の補助金を入れてくださっているということも聞かせていただきました。また、県内で子牛を生産、確保、供給していくんだというお話もしていただきました。

私が聞きましたところ、松阪牛というのは年間7000頭ほど流通しているらしいんですけども、そのうち三重県生まれの子牛は300頭くらいだというように聞いております。今後、1割とか2割とか、そういう比率で三重県生まれになることを目指してくださいますように要望いたします。

また、私の聞いてきたお話では結構不安の声があったわけですので、ここまでしっかり取り組んでいますよということで、そういうこともぜひ周知して知っていただけるように取り組んでいただければと思います。

よろしく申し上げます。

子牛の値段が安定して、今後、安心して畜産が続けていけるよう、これからも取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

この項の中で、改めてもう一つ要望させていただきます。

それは、屠畜場の問題です。これまでこの本会議場で、何人もの議員が発言されてきました。簡単にはいかない様々な課題があるのでしょうかけれども、

10年、15年先を見据えれば、海外対応した屠畜場は必ず必要です。だからこそ、具体的な検討は今すぐにも始めなければならないと考えますので、よろしくお取組をお願いいたします。

ということで、次の大きな4番へ移らせていただこうと思います。

大きな4番として、拠点漁港の位置づけと、漁港・漁場の予算確保というように置かせていただきました。

南伊勢町に奈屋浦漁港という港があります。ここは、三重県で一番の水揚げ量を誇ります。全国でも10本の指に入るほどの水揚げ量です。漁港BCPという国の事業では、全国で三つのモデル地区に、三崎漁港、串本漁港と並んで選ばれました。

これほど重要な漁港なのでありますが、実際のところ老朽化が進み、大変傷んできています。県ではこの奈屋浦漁港を拠点漁港として位置づけておられますが、県の位置づける拠点漁港について、今後どのように整備していくおつもりかお聞かせくださいというのが一つ目の質問で、もう一つあわせてお聞きします。

こうした漁港、漁場の整備予算は、10年前に比べると約60%、ピーク時の平成8年と比べると約30%と、年々細ってきています。漁港の整備は防災面からも必要なことでありますし、藻場、干潟、漁礁などの漁場の整備にしましても、しっかり行いませんと水産資源が守れません。水産県三重のよいもの自体がなくなってしまうます。

漁港、漁場整備のための予算はしっかり確保していただきたいのですが、以上、大きく2点について御所見をお伺いします。

よろしくお願ひします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 拠点漁港に関して、その位置づけ及び予算確保の考え方について御答弁申し上げます。

現在、国においては、水産業、漁村をめぐる諸課題に対応するため、漁港漁場整備法に基づいて、平成29年度から5年間の第4次漁港漁場整備長期計

画の策定を進めており、まず一つとして、水産業の競争力強化と輸出促進、2番目として、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上、3番目として、漁港、漁村の強靱化、4番目として、水産業を核とした漁業地域の活性化の4項目について検討を行っています。

特に1番目の水産業の競争力強化と輸出促進については、漁港管理者である県や市町に対して、漁港の機能、役割の明確化や漁業地域の広域的な連携、陸揚げ、集出荷機能の集約化による水産物流通の効率化、水産物の品質、衛生管理対策の推進と輸出の促進などを具体的に検討するよう求めているところです。

このため、本県では、輸出も踏まえた水産業の競争力強化に向けて、漁業地域の広域的連携、水産物流通の効率化等を図るため、関係市町や1200人を超える水産業関係者、現場の方と協議を進め、同一漁業形態による水産物の集約範囲、市場機能の集約化などの観点から、六つの水産物流通圏域と流通拠点漁港として、奈屋浦漁港のほか、四つの漁港と一つの港湾を位置づけたところであります。

今後、流通拠点漁港については、水産物の品質向上と将来的な輸出も見据えた高度衛生管理対策を推進するとともに、南海トラフ地震に備えた耐震岸壁や耐津波防波堤等の整備を実施することとしております。

一方、予算の確保についてでございますが、こうした漁港、漁場の整備については、国の平成28年度補正予算（第2号）でございますが、これを有効活用するのとあわせて、県の平成29年度当初予算の特定政策課題枠、熊本地震を踏まえた防災・減災対策という分野の枠において必要な予算の確保に努めているところであります。

今後も引き続き、流通拠点漁港を中心に水産業の競争力強化と輸出促進に向けた整備を進めるとともに、県民の皆さんの安全・安心を確保する防災・減災対策に重点的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔28番 村林 聡議員登壇〕

○28番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

まず、流通拠点漁港を中心に競争力の強化などに取り組んでいって、県として輸出も見据えた高度衛生管理ができるようなことや耐震岸壁などの防災面について、県として取り組んでいただけるということが確認できたと思います。また、予算の確保については特定政策課題枠での確保に努めるというように、あるいは国の予算などを利用して努めていただけるという御答弁だったかと思います。

先ほども申し上げましたとおり、10年前、20年前と比べると非常に細ってきておりますので、予算の確保をどうぞよろしく願いいたします。

最後の項目なんですけれども、少し時間がまだあるんですが、大きな5番、国道260号東宮一河内間の整備についてという項目へ入らせていただきます。

この国道260号は、南伊勢町を一本背骨のように貫く、唯一の、そして、かえのきかない幹線道路です。防災、救急、通勤、通学、産業などなど、あらゆる物事がこの国道260号がないと始まりません。県も力を入れてくださっていて、最近では錦峠区間木谷工区が完成し、12月、今月ですけれども、には、南島バイパスが供用予定ということで、大変感謝をしております。ありがとうございます。

しかし、残された東宮一河内間が大変大きな課題となっています。

映写資料をよろしく願います。（パネルを示す）この映写資料で、まず、左上の大きな三重県の地図の中で、南伊勢町がどこかということ、そして、その南伊勢町の中の真ん中あたりにある印がついておるところが東宮一河内間だということを御確認いただきたいと思います。

続きまして、もう一枚の映写資料をよろしく願います。（パネルを示す）その東宮一河内間について拡大いたしましたのがこちらの映写資料になります。非常に急勾配、急カーブで、写真を見ていただくと下のほうに並んでおりますが、大型車の対向が困難だということがわかるのではないのでしょうか。センターラインが黄色くなっておりますのはみ出し禁止なのでありますけれども、大型車は、はみ出さずに通行するのが非常に困難というよう

な状態になっております。また、対向が非常に難しい状態で、カーブがありますので、急にカーブの向こうから大型車があらわれると怖い思いをするなどということもあります。

真ん中の写真で、土砂崩れしている写真があるんですけども、これは、私が議員になったときだったと思うんですけども、こうして崩れて、スクールバスがここを通れなくなって、かといって代替路がありませんので、非常に大回りをして、本来10分、15分で行けるところを2時間とか、そういう時間をかけて迂回するしかなかったという事態になったことがありました。

そういうことで、この1本しかない道のこういう非常に急峻で急カーブの多い狭い道で、ここがもし何かあると、町の一体性、町の機能が麻痺してしまうという大変な状態になります。

この地図の右下のほうに奈屋浦漁港と書いてあると思うんですが、先ほど一つ前の項目で奈屋浦漁港を例に出して拠点漁港の話を見せてもらいましたが、三重県最大の水揚げ量、また、日本でも10本の指に入るほどの奈屋浦漁港が、高速道路、紀勢自動車道紀勢大内山インターチェンジへ行こうと思うと、この道を通るしかないのであります。ですので、ここの水産業のトラックも当然通ります。先ほども申しましたとおり、国の漁港BCPのモデル地区にも選ばれておるなど、いろいろな取組が行われておるわけですけども、そうした様々な事業の効果を最大化するためにも、ここの区間の整備というのはぜひとも必要なことなのだということがおわかりいただけるのではないのでしょうか。

映写資料ありがとうございました。

この東宮一河内間につきましては、町を挙げた課題、町を挙げた取組となっております。先日も東京のほうへ、町長を先頭に、産業界の代表や漁協女性部、町議会議員、町議会議員、そして、県からも来ていただいておりますが、私も一緒に要望へ行ってみまして、大臣や政務官などともお会いさせていただいてお願いをしてきたところです。

そこでお聞きいたします。

残されている国道260号の東宮―河内間の取組状況について御答弁をよろしくお願いいたします。

〔水谷優兆 県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** まず初めに、議員には、道路整備に係る財源の確保や国道260号整備の国などへの要望活動に御支援をいただき、本当にありがとうございます。

それでは、国道260号の南伊勢町地内の東宮から河内間の整備についてお答えさせていただきます。

東宮から河内間は、昭和30年代に改良を行い、2車線が確保されていることから、抜本的な改良は困難と考えております。しかしながら、先ほど御紹介にもありましたように、幅員の狭いトンネルや急なカーブがあることなど、大型車等の安全な通行に支障を来していることから部分的な改良に取り組むこととし、防災・安全交付金による事業となるよう、実施計画の作成などの準備を進めているところでございます。

その中でも、特に幅員が狭く、急なカーブが多い区間であり、今月供用予定の南島バイパスの整備効果をより高める東宮橋から東宮坂隧道までの区間を最優先とし整備を進めることとし、予備設計に着手しております。その他の区間につきましては整備する区間の抽出を進めているところであり、今後、南伊勢町と優先順位等について調整をしてみたいと考えております。

〔28番 村林 聡議員登壇〕

○**28番（村林 聡）** 御答弁ありがとうございます。

現在、予備設計に着手していただいているというお話をいただきました。抜本的な手の入れ方は困難で部分改良を考えておるといってお話でしたが、また、南伊勢町ともしっかりこれからお話ししていただく、どの区間を抽出するかというお話でしたが、ぜひ南伊勢町ともしっかりお話をいただいて、また、予備設計の中で、本当に抜本が無理なのかということももう一度できれば見ていただいて、お願いしたいと思います。

とにかく予備設計に着手していただいたということで、進んでいくことを

大変期待するところです。国のほうでは交付金をつけて応援するという言葉もいただいてきました。県のほうでも、ただいまの答弁にありましたけれども、防災面などでしっかり位置づけをしていって進めていってくださいますよう、よろしく願いいたします。

質問項目は以上なのでありますけれども、実はもう1点要望をさせていただこうと思っておりましたので、残りの時間でお話しさせていただこうと思います。

大きな1番の地方創生に関連する部分でありますけれども、答弁は求めませんので、雇用経済部の関係なんですけれども、前回の一般質問で地域経済というお話をさせてもらって、今、三重県はどちらかというところと全県一本の経済のお話が多いと思うんですけれども、前回質問したような、三重県を経済圏として考えるようなこともぜひ検討していただきたいと思います。

前回、ここで一般質問をさせていただいた折に案外反響がありまして、地元の人なんかの話を聞くと、当然そうだろうと思っていたと、もう当然やっておるものだと思っていたというような反応が案外ありました。お話を聞くと、三重県中小企業・小規模企業振興条例の協議会なんかは地域単位で分かれているということでありまして、ぜひ次回のみえ産業振興戦略なんかでは、こうした圏域単位の話も、全域ではなくて地域ごとに考えるというようなことも念頭に置いていただけたらなど、そのように要望するわけです。

また、このお話をいろいろ意見交換させてもらおうと産業連関表というようにお話が出てくるわけなんですけれども、産業連関表というものに当てはめていろいろな経済効果というのをを出しておることなんですけど、しかも、それをつくるとなると、非常に大きな、莫大な予算がかかるということなので、これを例えば地域別につくり直すということは大変困難であるというようなお話も聞いておるんですけれども、しかしながら、この産業連関表がないから地域経済がわからないとか本当の波及がわからないということでは、やっぱりちょっといけないのではないのかなと思うのであります。

例えば、たしか以前、1000社アンケートとか何か、いろんな会社とお話を

されたこととかあると思うんですけど、そういうもので、例えば圏域についてどう感じているかということ調べてとか、あるいは、今、大学なんかと非常に緊密に三重県はやっていただいておりますので、三重大学にそうした手法が開発できないか相談してみるとか、そうしたことをしていってもらって、やはり地方創生ということを考えると、その地域地域の暮らしに合わせた政策というのを打っていかねばならないと思いますので、ぜひそうした部分を考えてほしいのです。

また、ちょっと考えるとそういう圏域というのは大体都市部を中心にできると思うんですけども、その都市の機能というのが経済の出入り口、ここからいろんなものが入り出す、お金が入り出すということを見ると、その出入り口を中心としたやっぱり袋状のような圏域があるのではないのかなということも感じますので、ぜひこうした部分も考えていただいて、最初に質問させていただきました地方創生でしっかりと、その地域に残りたいと望んだ人が住み続けられるような地域をつくっていただきたいと改めてお願いいたします。私の一般質問を終結させていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。

最初に、濱井初男議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。2番 中瀬古初美議員。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 新政みえの中瀬古でございます。

濱井初男議員の質問に対する関連質問をさせていただきたく思っております。

12月10日、第70回全国お茶まつり三重大会を生かした消費拡大等についての御質問が出されましたが、私も出席をさせていただき、今日、御案内をいただいたところでございます。

全国茶品評会褒賞授与式が行われるということでございますが、その中で、三重県内の受賞者がどれぐらいあったのか、結果はよくなかったというよう

なことを聞かせていただいておりますが、県内の受賞ということに関しましてどれぐらいであったのかということを一、まず聞かせてください。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 本年8月23日から26日の4日間、鈴鹿市文化会館において、品評会、審査会が開催されました。結果でございますが、18都府県の茶産地から7茶種8部門へ出品され、本県からはかぶせ茶の産地賞部門で、惜しくも1位にはなれなかったものの、四日市市が2位、鈴鹿市が3位ということで、産地としては一定すばらしい証明ができたんじゃないかと考えています。しかしながら、個人賞の部門では全ての茶種において上位に入賞することはできなかったという、こういう状況でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 一定、四日市市、それから鈴鹿市の受賞はあるものの、個人賞の部門では受賞ができなかったというようなことを今聞かせていただきました。

その結果を受けて、県としてこのことについてどのように検証されているのか、それから、今後どのように対策をされていくのかということをお聞きさせていただきます。

○農林水産部長（吉仲繁樹） それについて、やはりしっかり、成果といいますか、なぜ三重県がとれなくて、最近、京都府の宇治というよりも、もう少し北の丹波とかいう新興産地のところが非常にこの賞に顔を出してくるというような状況がございます。いずれにしても、そういうところについて検証を行っていきたい。今、少しわかっている範囲でいきますと、比較的好いお茶の木で、あるいは手摘みということでそういうのを狙ってこられるという状況にあるということは大体わかっているんですが、しっかり三重県の実情も含めて、そういった先進地といいますか、表彰される場所の状況を調べていく、さらに、入賞した上でその後どのように販売戦略につなげていくかというのがやはり大事だと思いますので、そういった取組についてもしっかり検証し、それをしっかり三重県の中に生かしていきたいと、そういうふう考えています。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 今回の結果を受けて検証されて、それから、これからの対策というところで先ほど聞かせていただいたところでありますが、若いお茶の木とか、それから県の状況を含めて、今回丹波のほうのところの話をされましたけれども、そういうところの検証もしっかりされていくということでした。

若いお茶の木ということに関して、現在のお茶の木の状況と、それから、若くということは、それを植えかえていくとか若い木にしていくというようなことになるわけですか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 茶樹については一定、やはり耐用年数といますか、どれくらいの年数もつというのがあるんですが、更新ということも必要です。あるいは新しい品種を入れられるという動きもありますので、それは総合的に経営の中で、あるいは産地として総合的にそういうのをどういうふうに組み立てていくかというのはやはりこれからしっかり見ていきたいと思っています。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） そうなってきますと、やはりお茶も、何でもそうですけども、耐用年数というふうなことをおっしゃられて、それはこれからまた県のほうでもその部分についてどんなふうにも、助成とかしていくのかということも今後は考えていかないといけないところなのかなというふうにも思っているんですけども、そういう点も含めてということになるんでしょうか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 伊勢茶の振興についてはやはり、いわゆる出口のPRも大事ですけども、いかにいいお茶、あるいはいかに消費者に指されるお茶をつくるというところからいけば、茶の品種構成であったり、どういった仕立てがいいとか、そういったことになりますので、トータルで考えていくものだと思っています。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） トータルで考えていかれる、それから、先ほどの質問の答弁で農林水産部長のほうから、首都圏からの情報発信も強化をしていかなければならないと、そういう中で、伊勢茶を使った抹茶エスプレッソとか、それからほうじ茶ラテということ、多分これは若い方を取り入れていくとか情報発信をしていくとか、それから海外に向けてもというようなところもおっしゃってみえたと思うんですけども、伊勢茶を使った抹茶というところで、余り抹茶のことを今まで聞いたことがなかったんですが、抹茶の生産量というのは県内でどれほどあるんですか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 御指摘のとおり抹茶についてはごくわずかでございまして、平成25年が96トンぐらい、平成26年では165トンということで、全体6700トンぐらいありますので、パーセントにすれば2%未満ということです。ただ、今回ああいったところで新しい提案ということでいきましたので、こういう抹茶エスプレッソ、ほうじ茶ラテというのはこのために新たに開発したものを提供する、あるいは本来のかぶせ茶であるとかほうじ茶のストレートのものについても提供はさせていただきます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 全国お茶まつりということで、本当に茶農家における栽培とか製茶など、生産や加工技術の向上というところ、それから日本茶の消費拡大を目的に、主力産地を有する府県の持ち回りで開催されるということで、今回持ち回りであっても三重県で大会があるということは、その中で、三重県の受賞、個人部門において残念だったというところにおいて、三重県は、生産量も全国3位を誇っている中、伊勢志摩サミットでも伊勢茶に対して評価は高かったと知事もおっしゃいました。そして、これ、三重県の名誉として、今後どんなふうにしっかり取り組んでいくのか、県全体の取組として、発信もそうです、海外に向けてのこともおっしゃられました。そこで、しっかり取り組んでいくというところで、知事、どのようにお考えになっているのかということをお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 今回、私、大会長ですので、大会長のときに県内の方に

個人賞を出せないのが大変残念であります。その悔しさをばねに今後しっかりやっていきたいと思いますが、吉仲農林水産部長も申し上げたとおり、生産の部分、生産者の皆さんの部分と、どういうものをつくったらいいかという研究の部分と、そういうところをしっかりと充実させていくということと、販路拡大、それから情報発信、あとは人材育成というのもあると思いますけれども、そういうところをトータルでしっかり取り組んでいきたいと、悔しさをばねに頑張っていきたいと思います。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 品質の高さというところにおいても、安全・安心というところにおいても、三重県のお茶が本当にまさっているというところも、しっかりとした部分としてあるわけですから、今回、大会長として、個人賞をいただけなくて残念なところを、三重県の県行政としてどう取り組んでいくかというようなところをしっかりと頑張っていたきたいというふうに思います。

今後とも、そのことに関しましてよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 次に、木津直樹議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。最後になりました。伊賀市選出、草の根運動みえの稲森稔尚でございます。

木津議員から抱きついてくるなという感じで言われるかもしれないんですけども、木津議員の伊賀地域の観光振興についてということで関連質問をさせていただきたいと思います。

知事、いつもお疲れさまです。県内各地、29市町お出かけかと思うんですけども、伊賀市庁舎にも足を運んでいただいたことがあるかと思ひます。この伊賀市庁舎について、文化的な事柄ですとかその歴史、その点についてのどのように理解をされているのかお答えいただければと思ひます。

○知事（鈴木英敬） ル・コルビュジエの国立西洋美術館、これが本年7月にユネスコの世界遺産委員会で登録されましたけれども、その弟子の坂倉準三さんが設計した建築物だと、そういう文化的に系譜のある建物であるというふうに認識しております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 今、少しお話がありましたけれども、モダニズム建築というものを簡単に説明させていただきたいんですけども、20世紀になって発生した、装飾性を排して合理性や機能性を可能な限り追求した建築様式でありまして、かつてのような木材や石れんがなどではなく鉄筋コンクリートやガラスを使用して、直線や平面で構成されるというのが大きな特徴になっていまして、近代どこにでもあります箱型のビルの原点でもあります。現代の都市において必須とも言える建築物となっております、産業革命や市民革命、様々な芸術の現代化運動とともに、そして建築技術の飛躍的な進歩によって20世紀の間に広がりを持ってきました。

日本においてなんですけれども、日本では明治、大正に、欧米化、モダニズムの思想が入ってきました、ここで、ル・コルビュジエの弟子であります前川國男や坂倉準三などにより、戦前から戦後にかけて多くの建築物がつくられてまいりました。また、前川國男の弟子の丹下健三という方が、いろいろな公共建築にもかかわっておられまして、そういう思想を建築の中に普及させてきた人物であります。

代表的なのが、東京中央郵便局です。いろんな建物が失われていくという時期もありましたけれども、今、東京上野にあります国立西洋美術館が世界遺産登録されたということで、そのモダニズム建築に対する評価が非常に高まっているという、そういう流れにあるというふうに思いますが、県として、文化政策や文化的価値についてそのような立場からどのように評価をされていますでしょうか。

○環境生活部長（田中 功） 近代モダニズム建築に対する評価の高まりというのは十分認識しているところでございます。

そういった中で、伊賀市庁舎の文化的な価値についてでございますけれども、まずは、所有者であり文化財を含む文化行政も所管されてみえます伊賀市、そして、長年にわたり市庁舎として利用してこられた市民の方々が判断されるべきものと考えておるところでございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 果たしてそうでしょうか。私は、そういうふうには全く思わないんです。

午前中からもありました、観光局長もそちらにおみえですえけれども、上野天神祭のダンジリがユネスコの無形文化遺産に登録されたというようなお話もありました。そのダンジリを中心にしたまちづくりがされてきた、そして、祭り町の人たちがその伝統を継承し、ずっとつないできたという、そういう歴史があるというお話もありましたけれども、もう一つ、この伊賀市が、私たちが大切にしてきたのは、ダンジリが入るような景観です。

先ほど歴史について御存じかというふうにもお尋ねをさせていただきましたが、坂倉準三さんが伊賀市役所を設計するときに、城山の景観を損ねないことを前提として設計をした、建築群として、上野高校の明治校舎から、西小学校から、崇廣堂から、いろんな里山全体をスケッチした中でそういう景観を大事にしてきたという歴史があります。そのダンジリと景観を大事にしてきたのが私たち伊賀の上野の町なかに根づいている文化だというふうに私は思っています。

特にお伺いしたいんですけれども、例えば着地型観光というお話も今日されましたよね。伊賀体験博覧会いがぶらを伊賀の観光政策としてやっている。その中で、やっぱりメニューとしても実際あるのが、歴史的な町並み、文化を大事にしていこう、忍者だけじゃないんです、芭蕉だけじゃないんですというのが着地型観光だと思うんです。地域の人にもっといいところがあるということを知ってもらって、そういうのが着地型観光だと思うんです。私は文化財としての価値を決して聞いているのではなく、文化的な価値として、あるいは文化財としての価値ではなく文化的な価値として広い範囲で聞

いているにもかかわらず、それは伊賀市の皆さんでお決めいただいたら結構ですというのは、余りにも文化政策としては、私はお粗末だというふうに思っています。

その点について再度御答弁をいただきたいと思います。知事からも何か感想がありましたらいただきたいと思います。

○**環境生活部長（田中 功）** 伊賀市庁舎の価値について議員のほうから、文化財としての観点ではなくて文化的な価値と。着地型観光であるとかにも当然活用できるのではないかと。そのことにつきましてはまさにそのとおりにかと思えます。そういったものを、地域のいろいろ大事な、皆さんが育てこられた財産を活用しながら、そのまちをどんどんよりよくしていくというのは非常に大事であるとは考えています。

ただ、文化的なものかどうかというのを、県の立場でこれはこうなんですということを、市民の方を差しおいて判断するのはいかなものかなと考えております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○**8番（稲森稔尚）** あかん、あかん、あかん。そうでしょうか。知事、いかがでしょうか。やっぱり客観的にいろんな国際機関からも評価されているという事実があって、国立西洋美術館なりの評価というのを見直されてきたという経過が明らかにあるわけじゃないですか。そんなお役所答弁じゃ絶対ダメやと思います。お願いします。

○**知事（鈴木英敬）** 稲森議員がどういうことを意図されているのかちょっとあれですけども、文化財の指定をするか否か、そのための価値の調査や機運づくりみたいなものは手続として市がしっかりやってもらわなければならないというのは、これは間違いないことだと思います。一方で、文化的に価値があったり、文化的に見たり感じたり行ってみたりしておもしろいものとかいいなと思うものがいろいろあって、そこに人の動線というか、動きとかというのをつくっていくというのを地元の皆さんと協力し合っていくというのは、県としてもやっていったらいい話だと思います。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 最後に、観光局長、今日、伊賀市の周遊性がまだまだ低いという話もあって、やっぱりこういうモダニズム建築なり、歴史的な町並み、建物というのを生かしながら伊賀の内側にあるものをもっと発信していかなくちゃいけないというふうに思っているんですけどもいかがでしょうか。

○雇用経済部観光局長（水島 徹） おっしゃるとおり、一つ一つではなくて、議員がおっしゃいましたように伊賀市庁舎にしてもそれ単独でということではなくて、町並みとか、いろんなもの、景観、文化とか、そういうものが総合的であって今の形があるんだというお話、そのとおりでと思います。

そういうことを広く県外の皆さんにも発信をしていくことで、今まで見ていた風景がそういうことなんだということをお話していただくということも大事だと思います。

まさにお話がありましたように、ダンジリなんかでも当然、高いところに障害物があれば通らないわけですから、そういったようなことを守ってきたということも含めて、そういう背景も含めて発信していくことが、内外からの観光客を迎えることにもなると思いますし、周遊性を高めていくことになるというふうに思っております。そういった点については十分我々のほうも配慮してやっていきたいと、このように思っております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） ぜひ県の理解も一層深めていただくことをお願いして関連質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。お騒がせしました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（日沖正信） お諮りいたします。明2日から4日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明2日から4日は休会とすることに決定いたしました。

12月5日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時22分散会